

第十三回国会 農林委員会議録 第一十六号

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)  
午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事遠藤 三郎君 理事河野 謙三君

理事井上 良二君 理事小林 運美君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

越智 茂君 小淵 光平君

坂田 英一君 坂本 實君

千賀 康治君 中馬 南猪君

幡谷仙次郎君 原田 雪松君

高倉 定助君 石井 繁丸君

竹村奈良一君

農林大臣 廣川 弘禪君

農林事務官 野原 正勝君

農林事務官 渡部 伍良君

農林事務官 小倉 武一君

食糧庁長官 東畑 四郎君

農林事務官 早野 正夫君

専門員 離波 博君

専門員 岩隈 信君

畜犬競技法案(原田雪松君外四十五  
名提出 衆法第三二号)

十勝沖地震による農林業災害の復旧  
資金の融通に関する特別措置法案  
(宇野秀次郎君外三十八名提出 衆法  
(内閣提出第一六九号))

第一類第九号 農林委員会議録第一六六号 昭和二十七年四月二十三日

同月二十二日  
法第三三号)

香糸局廃止反対に関する請願(安部  
俊吾君紹介)(第二二五六号)

山元村地内の国有林野拂下げに関する  
請願(松浦東介君紹介)(第二二五七号)

柏倉門伝村地内の国有林野拂下げに  
関する請願(松浦東介君紹介)(第二二  
五八号)

武田開拓地の電気導入促進並びに國  
庫補助に関する請願(山口武秀君紹  
介)(第二二五九号)

銅料需給調整法制定反対に関する請  
願(江崎真澄君紹介)(第二二一九八  
号)

前橋宮林局存置に関する請願(藤枝  
泉介君紹介)(第二二九九号)

昭和村外五箇村の土地改良事業促進  
に関する請願(深澤義守君紹介)(第  
二二一六号)

優良畜導入資金の融資に関する請  
願(高橋等君紹介)(第二二三一七号)

本日の会議に付した事件  
米国の政府買入価格の特例に関する  
法律案(松浦東介君外二十三名提  
出 衆法第二五号)

の審査を本委員会に付託された。

肥料に関する小委員長より中間報告  
聽取

○松浦委員長 これより農林委員会を  
開会いたします。

まず米穀の政府買入価格の特例に関  
する法律案を議題といたし、審査を進  
めます。本案に対し質疑または御意見  
のある方は発言を許します。

○竹村委員 私は食糧長官にお尋ねい  
たしたいと思います。この法律により  
ますと、これを実施するのは今度の年  
からになつておるのであります。が、大  
体從来まで戦争後ずっとこういうこと  
が続けられて来て、毎年拂去を実施  
して、価格が決定して本拂去に移るま  
での期間は、年々一休どれだけの期間  
があつたのでございましょうか。たと  
えば年代別に、昭和二十一年は何箇月  
くらいの期間があつたといふような点  
がわかつておりますならば、この際  
詳細に伺つておきたいと思ひます。

○東畑政府委員 ただいま実はその資  
料を持っておりませんが、從来は九月  
末現在でパリティ指數を出してお  
りましたために、約一箇月ないし二箇  
月延びておつたのであります。しかし  
昨年は特にいろいろな事情がありまし  
て非常に日数が遅れました。いずれそ  
の後關係方面との折衝に時間がかか  
りましたために、約一箇月ないし二箇  
月延びておつたのであります。しかし  
昨年は特にいろいろな事情がありまし  
て非常に日数が遅れました。いずれそ  
の資料は本日ないし明日中に出したい  
と思います。

○竹村委員 たとえそなういうような  
問題につきましては、從来この価格の  
問題についての、その間の利子の支拂  
金の融通に関する特別措置法案

十勝沖地震による農林業災害の復旧  
資金の融通に関する特別措置法案  
(宇野秀次郎君外三十八名提出 衆法  
(内閣提出第一六九号))

十勝沖地震による農林業災害の復旧  
資金の融通に関する特別措置法案  
(宇野秀次郎君外三十八名提出 衆法  
(内閣提出第一六九号))

本日の会議に付した事件  
米国の政府買入価格の特例に関する  
法律案(松浦東介君外二十三名提  
出 衆法第二五号)

の審査を本委員会に付託された。

かつたと思ひますけれども、しかしそ  
他の場合については、たとえば税金  
が過拂いになつておつたとして、過拂い  
の利息をつけるりくつかない、こうい  
うので一貫をしておつたわけであり  
ます。いろいろな事情で政府の米価決  
定が遅れましたこと自体については、  
農家にも支拂い遅延の利息に相当する  
額を拂った方がよろしいという御議論  
がございまして、ここに法案が出され  
た次第であります。政府といしまし  
ても、これで初めて一般貸付利率を勧  
められておつたと思ひます。これが返還する場合には幾らかの利子を

付しておつたと思ひます。ところがこ  
れがはつきりしておつた場合に、こ  
のことが從来そのままになつておつた  
と、これが私にはふしきでならない  
付しておつたと思ひます。私はおかしい  
と、これが私にはふしきでならない  
付しておつたと思ひます。これがはつきりしておつた場合に、このことが從来  
そのままになつておつたと、これが私にはふしきでならない

ういう実は解釈を貰いておりますため  
に、いわゆる債務の支拂い遅延の利  
息をつけりりくつかない、こうい  
うので一貫をしておつたわけであり  
ます。いろいろな事情で政府の米価決  
定が遅れましたこと自体については、  
農家にも支拂い遅延の利息に相当する  
額を拂った方がよろしいという御議論  
がございまして、ここに法案が出され  
た次第であります。政府といしまし  
ても、これで初めて一般貸付利率を勧  
められておつたと思ひます。これがはつきりしておつた場合に、このことが從来  
そのままになつておつたと、これが私にはふしきでならない

付しておつたと思ひます。これがはつきりしておつた場合に、このことが從来  
そのままになつておつたと、これが私にはふしきでならない



和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する農舍、畜舎、サイロ、炭釜又は政令で定める農林業共同施設(以下「農林業施設」といふ)について被つた損害の復旧を円滑にするため、政令が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という)が前條の地震によつて農林業施設に損害を受けた農林業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会若しくは中小企業等協同組合(以下「協同組合等」といふ)でその者につきその農林業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによって受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子を補給する旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機

(損失の基準及び損失補償限度)  
第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定めた延利子を含む)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のしだ同項の融資(以下「融資」という)の総額の百分三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)  
第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対する年四分の割合で計算した金額とする。

(利子)

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それを同種類の貸付を行う場合に定められた利率を年四分引き下げた利率である。当該契約の條件とされたものを除くことはならない。

(協同組合等の貸付利率)  
第六條 協同組合等が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に対して貸し付ける場合の利率は、当該契約の条件とされたものを除くことはならない。

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

この法律は、公布の日から施行する。

理由

十勝沖地震による農林漁業施設の災害を早急に復旧するためには、この法律の施行による必要がある。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額

十二年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十二年三月三十一日以前のものに限る。

(損失の基準及び損失補償限度)  
第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定めた延利子を含む)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収に努めなければならない。

3 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収に努めなければならない。

理由である。

○甲野委員 ただいま議題となりました十勝沖地震による農林業災害の復旧を円滑にする特別措置法案提出の理由を御説明申し上げます。

この法案は、十勝沖地震による農

舍、畜舎、サイロ、炭かまどは政令

で定める農林業共同施設の災害復旧資

金の融通を円滑にすることを目的とし

たものであります。農林中央金庫等

の融資機関が農林業者に対し復旧資金

の融資をするときは、その融資につき

の融資機関が農林業者に対し復旧資金

の融資

であります。たとえて言いますと、これは損害額が相当大きい。おそらくこの融資は損害額の一割程度じゃないかと考えております。農舎は道庁の調べでは三億八千万円というふうに見ておるわけであります。ところが今回融資のわくの二億円の中で、大体四千五百万円程度まで見られるというふうにいたしております。そのほかサイロとかあるいは炭がま等は、これで相当復旧が見込めるであります。問題は農舎と畜舎といったような問題が、必ずしも農民の全般的の満足する額ではないということで、これは私どもも認めるところであります。

○竹村委員 私今資料をいただきただけで、資料に出ているかどうかわからぬのですが、たとえばこの事業別でないのと、たとえばこの事業別でサイロとか畜舎とかあるいはその他の農道とか森林等とかいろいろ、の点に対して二億円では損害の割にして少いのだが、わくは大体きめておると言われるわけですから、そこでサイロはどのくらい、あるいは畜舎にはどのくらいというようにきめておられるか、その二億円の内訳をひとつお知らせ願いたいと思います。

○宇野委員 お手元に資料が行つておるかと思います。それから今の竹村委員の御質問になりました農道あるいは耕道組合の施設といったような公共事業費関係は、これには対象になつておません。これは別途救済の道があるわけでございまして、これはむしろ農業協同組合の共同施設であるとか、共同物であるとか、あるいは農家、林業家のそれへの個人の損失に対する融資があるのであります。お手元にある

○松浦委員長 他に御発言はありますか。井上君。  
○井上(風)委員 ちょっととこの点非常に伺つておきたいのは、十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案ですが、この地震だけにどういうわけでこういう特別法案を出さなければならぬのですか。今までの地震その他の災害に対しては一向さしつかえないというのですか。これが一つと、それからこの融資の対象になつた調査というのは、これはどこが調べたのか。  
○宇野委員 今まで地震はずいぶんありますたが、こういつた特有な、要するに損失補償並びに利子補給という手立てはなかつたわけであります。しかし、これは井上委員にもさだめし御同感いただけだと思いますが、昨年のルース台風の災害に対しまして、漁船、漁網、漁業方面的莫大な損失があったことは御承知の通り、それに對してこういつたような損失補償並びに利子補給という法律ができたことも御承知の通りで、こういつた漁業方面にはすでに例があつたわけです。それで今回地震に対しまして、いち早く漁業方面ではやはりあれと同じような法律ができましたことを御承知の通りです。ただ農業だけが私どもから言わしむればまことに扱いされているのじやないかという感じがあつたのであります。おそらく皆さんも御同感だろうと思います。おそらく社会党内閣の当時にも地震があつたと思いますが、なぜやらなかつたかと申し上げたいと思うのであります。おそらく社会党内閣の当時

お喜びいただいてよいのじやないかと思ひます。

資料の基礎は大体において現地の道  
府の資料におもによつております。  
○井上(農)委員 そうするとこれは直  
接政府の方で行つて調べたわけではな  
いのですね。(社会党の知事が調べたと  
呼ぶ者あり) これはどこが調べたかでな  
いことは問題にならぬ。問題は、  
復興の金を融資した者に対して利子補  
給するというのですから、その対象が  
はたして正確なりやいなやということ  
が問題です。そのことを單に県側から  
あるいは道側から提出した資料だけ  
を根拠にして利子補給するということ  
は、はなはだ不確実です。

○宇野委員 道厅の資料を基礎にいた  
したことは事実であります。しかし道  
府の資料に——社会党の知事でござい  
ますが、知事の提出した資料に全部よ  
つておるというのではなく、農林省に  
おきましてもそれ／＼それを検討し、  
また人を派してただしておるのでありま  
すから、基礎は道厅の資料によつて  
おる点が名いのであります。結局農  
林省の案であるのであるのであります  
す。

○井上(農)委員 農林省は林野関係か  
たのですか。何人行つて調べたのです  
か。

○早野説明員 農林省は林野関係か  
ら——人數ははつきり覚えておりませ  
んけれども、調査団が派遣されておりま  
す。それから次官が責任者として飛  
行機で行つて、向うで調査されました  
それから政務次官がいらつしやいまし  
て、そのほかに農政あるいは官房の方

総合結果を数回にわたりまして農林省幹部もつて査定いたしまして、現地からは副知事その他二十数名の方が数回にわたりて来ておられます。現に今もおられますけれども、それらの方と連絡をとつてこの査定をつくりました。

○野原政府委員 十勝沖の災害が非常に激甚をきわめておるということで、農林省としましては、とりあえず山添事務次官を北海道に派遣をいたしましたて、現地につきまして十分実情を調査をしたのであります。なおその後関係の部局からそれへ人を派遣いたしましたとして、道庁から報告になりましたその報告が適當であるか、現地の実情はどうであるかといふ点を、十分に現地で詳査をされたのであります。その報告によりますると、雪消え等によつてその後判明する実情は、道庁の報告あるいはまた岩手県、青森県等の報告もむしろ激甚であるといふうなことに相なつております。私も急遽三陸方面の岩手、青森を視察して参りましたが、その際もつぶさに災害の実情を把握しましたて、その結果は県の報告がきわめてまじめな報告であつて、これは信憑するに足るものであるということを、私は確認して参りました。なお当時相当雪が降つておりましたので、地震と雪の被害合せてこれは見なければならぬのであります。雪のために十分現地の実情が調査できないというふうな実情でありました。雪消えを待つてはつきりしたら、当時の報告を修正したりなお的確な調査の数字を知りたいということで、大体今日におきましては各方面とも資料が出そろいましたので、これならばよからうという程度

○井上(辰)委員 そうしますと、この資料を確実として、これに三億円を限度として政府が融資機関をして融資させる。そこで年四分の利子補給と三割以内の損失補償を行う、というのがこの法案の中心であります。が、これに要する国庫で負担する経費はどのくらいですか。そうしてそれは予算的にはどうなつておりますか。

○渡部政府委員 二億円を融資の対象としまして、二十七年度では大体四分の利子補給が二百八十万円余りになります。平年度は四百万円ということになります。この財源は一応大蔵省とまがつてありますので、予備金で出しますか、あるいはこの次の補正予算で計算上する機会がありますれば、そのときにやる。こういうことにいたしております。

○井上(辰)委員 そうするとこれは二十七年度予算には出ていないわけですね。

○渡部政府委員 現在はまだ計上されておりません。

○井上(辰)委員 そうすると、この提案理由説明書を直してもらわなければいけませんな。そこで問題は補正予算です。予算はもう通じておりますから、従つて、二十七年度予算の予算金において予算的措置を講ずるといふなら話は別だが、予算ということになると予算で間に合わなければ予算になら……。

○渡部政府委員 大体今法律が成立しますれば、早くとも利子の支拂い期が来るのは相当あとになりますから、もし補正予算で間に合わなければ予

金でありますし、とにかく支障のないようになります。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。——なければこれにて質疑は終局いたしました。

引き続きこれより討論に入るわけであります。別に討論の通告もないようありますから、この際討論を省略してただちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。これより十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕  
○松浦委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお詫びいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 この際肥料に関する小委員長より、昨日の小委員会の経過の報告をいたしたいとの申出がありまます。これを許します。河野謙三君。

○河野(謙)委員 昨日の肥料小委員会の経過をこの際御報告させていただきます。昨日の肥料小委員会の議題として、肥料の輸出の問題並びにかねて本委員会が取上げました磷鉱石のヤン

セル問題、この二つを議題として小委員会を開いたのであります。

まず肥料の輸出の問題につきましては、政府はかねての本委員会の輸出に対する要望にこなえまして、政府がかねて決定いたしました輸出のわくのうち、残余の輸出四万トンにつきましては、国内の肥料の最盛期である五月の月を避けまして、六月、七月にこられを行なうということに政府の了解を得ておつたのであります。

〔委員長退席、遠藤委員長代理着席〕

しかしこの問題は政府と仕向け先である朝鮮との間におきましては、五月、六月にこれを行うということにつきましてお申し上げましたように、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておるのでありますけれども、内面つておのであ

る政府と本委員会との打合せにより、これを一箇月遅らせて、六月、七月に輸出をするというようになつておつたのであります。最近の肥料事情は、御承知のように生産がきわめて順調であり、また一面価格の安定——価格の安定と申すよりは、むしろ下落の一途をたどつておるというようなことから、農民の肥料に対する手当が非常によく下落しておりますので、肥料がほとんど出ない。その結果、ストックが非常にふえた。政府の説明によりますと、

以上、昨日の肥料小委員会における指定期間する営業倉庫に積まれておる。こ

ういうことで、この際かねて六月、七月の輸出を一箇月繰上げて、政府がそれを認めてもらいたい、こういふ要望

についての論議を昨日いろいろやつたのであります。結論といつてしま

て、われわれは政府の説明によりまして、六月の輸出を五月に繰上げることによりまして、これが輸出のわくをふやすにあらずして、既定の残余の輸出の範囲において出すということであれば、必ずしもこれを繰上げることによって、肥料の内地の市価が上るならば、必ずしもこれを持続することができるなら、必ずしもこれを繰上げることによって、肥料の内地の市価が上るならば、必ずしもこれを持続することができる

よくな結論に到達いたしましたので、

一応これを了承することに大多数の委員の御意見がまとまりましたのであります。

ただその際に小林委員からストックはたまつたであろうが、これを五月に出さないことによつて、より以上ストックに対する重圧が加わるので、そ

う。従つてこの際どこまで製造会社のストックを増させる。そして市場価格をもつとこれによつて下げさせる

の際には一層下落の道をたどるであ

る。従つてこの際どこまで製造会社

が、五月に繰上げることによつて、

が、船賃が上つたことによりまして外國商社並びに内地の輸入商社、この間におきまして値段が違つたことによつて、輸入ができないことになつた、こう

いことでこの問題がいまだに片づいていないのであります。ところが最近は逆に船賃が下りまして、今の国内の契約品は高いものを持つておつて、高いものを押しつけられておる、こういふ形であります。こういふ関係からい

たしまして、高いものが安くなつたときには、日本の国内としては契約を履行

しておる。安いものを買つておつたが

高くなつた場合には渡してくれない、これを扱う二つの商社がありまして、一方の商社が完全に犠牲を甘んじて受け

て契約を履行した、一方の商社がこれをあえてしないということで今までこれを扱う二つの商社がありまして、一方の商社が完全に犠牲を甘んじて受け

て契約を履行した、一方の商社がこれ

をあえてしないということで今までこれを扱う二つの商社がありまして、一方の商社が完全に犠牲を甘んじて受け

て契約を履行した、一方の商社がこれ

の輸出に對して価格を上げないようにするためにこういいう輸出を押えて行

く。国内で肥料が余つた場合には、農林省と通産省がよく相談して輸出する。本委員会もこれに対し肥料の需給等もよく考えてやつて行こう。こういう申合せで一応各月の輸出予定を相談をしておつたのであります。今回肥料業者の方から、肥料は余つておるから繰上げて輸出したい、こういう申合せで一応各月の輸出予定を相談をしておつたのであります。ところが現在肥料業者の方から、肥料は余つておるから繰上げて輸出したい、こういう申合せがあつたそうです。ところが現在肥料の値段がどんどん下つておるといふけれども、これは見方によるけれども、一体どこを基準として考えるかといふことです。これは非常に大きな問題ではなくて、内地の農民に與える影響も大きいので、この問題についてかねて通産省に質問をしたのであります。これが肥料として販売できるという結果になりますので、これは單に商社の問題ではなくて、内地の肥料市価のそれだけ安いものが肥料として販売できるという結果になりますが、これは單に商社の問題ではなくて、内地の農民に與える影響も大きいので、この問題についてかねて通産省に質問をしたのであります。これが肥料として販売できるという結果になりますが、これに対する回答がきわめてふまじめと申しますか、われわれの聞かんとするところに対する回答がありますので、この問題を重ねてあらためての機会に小委員会を開いてこの問題を究明することにしております。

以上大体輸出問題並びに磷鉱石のキヤンセル問題についての経過並びに内

容を御報告申し上げます。

なお磷鉱石のヤンセル問題につきましても、これはこの機会に私から申上げておきますが、この問題は一昨

年の秋の問題でありまして、急激に船賃が上りましたために、アメリカと日本との間にできておりました安い契約品

五

○遠藤委員長代理 ただいまの小委員

長の報告につきまして何か御意見また

は質疑があれば発言を許します。

○小林(謙)委員 ただいま小委員長から御報告がありました。それに関連して私は二、三申し上げたいと思う

のです。河野小委員長の御報告の中

に、私から決定したことについて相当

意見があつたというようなお話をす

べておつたのであります。

以上大体輸出問題並びに磷鉱石のキヤンセル問題についての経過並びに内

容を御報告申し上げます。

この機会に小委員会を開いてこの問題

を究明することにしております。

以上大体輸出問題並びに磷鉱石のキヤンセル問題についての経過並びに内

容を御報告申し上げます。

れでは何にもならない。われく農林委員会はなるべく安い肥料を農民に供給してやるということを望んでおる。これを値段が相当につり上つておる。これで生産が上つて肥料がたくさん出て来た場合に、それが値段が下つて来るなどを防止する、肥料業者から言えばそういうことが言われるでしょうが、われくは農民の立場において下がることは当然だと思う。肥料が増産されて物が多くなつて来て下ればあたりません。これをつり上げる必要は私は絶対にないと思う。今回の繰上げ輸出といふものは肥料のつり上がり政策なんです。こういうものには私は賛成できないということを強調したのであります。強調したけれども皆さんもそう考へないと、考へないと云うけれども、私が今申し上げましたような理由から行つて、現在の肥料の値段は高過ぎるのである。これが需給状況によつて肥料の値段が下ることは当然であつて、これを下げるよう努力するのがあたります。しかし、この肥料の値段が現在よりも下つたとして、一体肥料業者はどうか。先般肥料業者の意見を開きますと、肥料は割合にもうからぬといふ。もうからぬとは言いながら、会社はみんな二割も配当している。ほかの鉄鋼とかそういうものはもつと配当をしているかもつともうけたい。業者はもうけるのはあたりますかもしぬないけれども、今会社が二割の配当をして、まだもうけたいといふようなことは、一体農民はあたりますか。農村は一体どのくらいもうけている。農村から出る農産物というものは決して一部

も三割ももうかるなど、いふことはない。農村は赤字の上に赤字なんです。その農村で一番大切な肥料が高くて困る、農家の現金支出はみんな肥料にとらえている。この肥料が需給関係から行つて値段が下つたのをわれく農林委員会がつり上げ政策をやるなんて、とんでもないといふ私の意見だつた。これを私は再確認していただきたい。そうして本委員会としては、こういふ繰上げ輸出といふようなことをさせないようにしてもらいたいといふのが私の意見なんです。そういう次第でござりますからひとつよくお考えを願いたい。この肥料の輸出については、農林省と通産省との話合いをやつて行くことになりますから、政務次官のこれに対する御意見を私は一應承りたいと思ひます。

○河野(謙)委員 この際、報告が少しあつたので、誤解があると思いますから、先ほどの報告を補足いたします。

ただいまの小林さんの御発言は、そのままの御発言が昨日あつたことをあわせて御報告いたします。同時にこの輸出の問題はメーカーからの要望でなつかつたことあります。通産、安本、

農林三省合議の結果からついて輸出することに決定した。つきましては單なる行政事務でありますけれども、從来の経過にかんがみまして、一

つて、数量的には問題はありませんけれども、輸送の関係で内需と輸出の問題がありますので、きのう小委員会を開いたのであります。これはメー

カーネーの間はどうであるか知りません。本委員会いたしましては、三省の合議の結果決定いたしました事項に

つきましての報告を受けたといふことがありますから、この点を御了承いただきます。

もう一つつけ加えますのは、先ほど言葉が足りませんでしたが、輸出のわくをふやしたのではないのであります。残余の四万トンの輸出のわくはど

こまでも政府の要望がどうであろうと、本委員会としてはこの四万トンの輸出のわくをふやすことはできないと

ただその四万トンの輸出のわくの範囲において、これを五月に行うか、六月に行うかという問題であります。そういうことによりまして、こ

の点につきましては、小林委員と他の委員との意見の食い違いは、小林委員は、同じわくの範囲においても五月に輸出することによってこれは市価に非常に悪影響を及ぼす、これが高材料になる、こういふ御認識であります。

他の委員は、輸出のわくの範囲内においてやることであるならば、五月に出しても、六月に出しても市価に及ぼす

ことあります。そういうことによりまして、五月かりに輸出をいたしまして、五月から大体肥料の手当の終るその地区の肥料工場からこれを輸出すべきであるといふこと、第二には、この輸出の工場はどこにするかといふ問題であります。

ですが、北海道を初め、東北方面の五月になれば大体肥料の手当の終るその地区の肥料工場からこれを輸出すべきであるといふことが、第二に政府に向つて委員会として強く希望してある点であります。

そこで、五月かりに輸出をいたしまして、五月から大体肥料の手当の終るその地区の肥料工場からこれを輸出すべきであるといふことによつて、これは内地の施肥の時期と輸出の問題とが混合しないよう

に、これを避けることによつて、これは政府の多数の声が、もつとはつきり申しますと、小林委員以外の全員の意見は、要望通りさしつかえないといふことに

なつたのです。

それからこの事務そのものについての論議があつたことをこの際あわせて御報告します。これは先ほど申し上げましたように、政府の行政事務の範囲であります。従いまして通産大臣の要

求によつて農林大臣が承認を與えた場合には、輸出貿易管理令によつてこれ

ないか、あるいはまた需給に非常な障害を與えることになりはしないかといふ点を実はおそれまして、農林省としましては、国内のそしした方一の場合をおもんばかりまして五月、六月に出しますといふことに対しましては、もう少し慎重に考えたい。われ／＼としてはむしろ一箇月これを繰下げる六月、七月に出すようにしなければならぬじやないかということことで、あらかじめ全体のわくの承認はいいが、輸出の時期、数量等については、農林省の意見を十分尊重してもらわなければならぬといふことを申し入れてあつたわけであります。ところが最近の肥料事情は、すでに御承知の通り、われ／＼が予想しましたより以上に実は効果がありまして、増産にもなつておりますし、また肥料価格も予想以上に安くなつており、著しく安定をしておるといふことで、あたかも五月の輸出の問題がまた起つて参りました。いろいろ相談したわけですが、當時五月の輸出といふものについては、国内事情等を勘素して、われ／＼が考へているように価格の問題、需給の問題等が円滑に行かなかつた場合には六月に繰下げるという強い主張を持つておつたのであります。今日におきましての国内の肥料事情等から見ると、その問題について農林当局があくまでこれを反対する等も相当のストックがある（価格等も安定をし、むしろ予想以上に安くなつておる。もちろん先ほど小林委員の言ふように、肥料の価格ができるだけ安く、またメーカーの利潤追求等は、肥料

料という特殊な大きな産業部門においては、これは許しがたいのであります。が、そういう事情から見ましても、メーカーも非常に熱心に増産に努めたとしている。肥料も自歴しておる月に出すようになればならぬじやないかということことで、あらかじめ全体のわくの承認はいいが、輸出の時期、数量等については、農林省の意見を十分尊重してもらわなければならぬといふことを申し入れてあつたわけであります。ところが最近の肥料事情は、すでに御承知の通り、われ／＼が予想しましたより以上に実は効果がありまして、増産にもなつておりますし、また肥料価格も予想以上に安くなつており、著しく安定をしておるといふことで、あたかも五月の輸出の問題がまた起つて参りました。いろいろ相談したわけですが、當時五月の輸出といふものについては、国内事情等を勘素して、われ／＼が考へているように価格の問題、需給の問題等が円滑に行かなかつた場合には六月に繰下げるといふことを申し入れておつたのであります。今日におきましての国内の肥料事情等から見ると、その問題について農林当局があくまでこれを反対する等も相当のストックがある（価格等も安定をし、むしろ予想以上に安くなつておる。もちろん先ほど小林委員の言ふように、肥料の価格ができるだけ安く、またメーカーの利潤追求等は、肥料

料という特殊な大きな産業部門においては、これは許しがたいのであります。が、そういう事情から見ましても、メーカーも非常に熱心に増産に努めたとしている。肥料も自歴しておる月に出すようになればならぬじやないかということことで、あらかじめ全体のわくの承認はいいが、輸出の時期、数量等については、農林省の意見を十分尊重してもらわなければならぬといふことを申し入れてあつたわけであります。ところが最近の肥料事情は、すでに御承知の通り、われ／＼が予想しましたより以上に実は効果がありまして、増産にもなつておりますし、また肥料価格も予想以上に安くなつており、著しく安定をしておるといふことで、あたかも五月の輸出の問題がまた起つて参りました。いろいろ相談したわけですが、當時五月の輸出といふものについては、国内事情等を勘素して、われ／＼が考へているように価格の問題、需給の問題等が円滑に行かなかつた場合には六月に繰下げるといふことを申し入れておつたのであります。今日におきましての国内の肥料事情等から見ると、その問題について農林当局があくまでこれを反対する等も相当のストックがある（価格等も安定をし、むしろ予想以上に安くなつておる。もちろん先ほど小林委員の言ふように、肥料の価格ができるだけ安く、またメーカーの利潤追求等は、肥料

料という特殊な大きな産業部門においては、これは許しがたいのであります。が、そういう事情から見ましても、メーカーも非常に熱心に増産に努めたとしている。肥料も自歴しておる月に出すようになればならぬじやないかということことで、あらかじめ全体のわくの承認はいいが、輸出の時期、数量等については、農林省の意見を十分尊重してもらわなければならぬといふことを申し入れてあつたわけであります。ところが最近の肥料事情は、すでに御承知の通り、われ／＼が予想しましたより以上に実は効果がありまして、増産にもなつておりますし、また肥料価格も予想以上に安くなつており、著しく安定をしておるといふことで、あたかも五月の輸出の問題がまた起つて参りました。いろいろ相談したわけですが、當時五月の輸出といふものについては、国内事情等を勘素して、われ／＼が考へているように価格の問題、需給の問題等が円滑に行かなかつた場合には六月に繰下げるといふことを申し入れておつたのであります。今日におきましての国内の肥料事情等から見ると、その問題について農林当局があくまでこれを反対する等も相当のストックがある（価格等も安定をし、むしろ予想以上に安くなつておる。もちろん先ほど小林委員の言ふように、肥料の価格ができるだけ安く、またメーカーの利潤追求等は、肥料

料という特殊な大きな産業部門においては、これは許しがたいのであります。が、そういう事情から見ましても、メーカーも非常に熱心に増産に努めたとしている。肥料も自歴しておる月に出すようになればならぬじやないかということことで、あらかじめ全体のわくの承認はいいが、輸出の時期、数量等については、農林省の意見を十分尊重してもらわなければならぬといふことを申し入れてあつたわけであります。ところが最近の肥料事情は、すでに御承知の通り、われ／＼が予想しましたより以上に実は効果がありまして、増産にもなつておりますし、また肥料価格も予想以上に安くなつており、著しく安定をしておるといふことで、あたかも五月の輸出の問題がまた起つて参りました。いろいろ相談したわけですが、當時五月の輸出といふものについては、国内事情等を勘素して、われ／＼が考へているように価格の問題、需給の問題等が円滑に行かなかつた場合には六月に繰下げるといふことを申し入れておつたのであります。今日におきましての国内の肥料事情等から見ると、その問題について農林当局があくまでこれを反対する等も相当のストックがある（価格等も安定をし、むしろ予想以上に安くなつておる。もちろん先ほど小林委員の言ふように、肥料の価格ができるだけ安く、またメーカーの利潤追求等は、肥料

たのであります。先にと申しましたような事情で、すでに事情も大分よくなつておるというような点から、この際は予定通り五月の輸出をどうしても認めてもらいたいという要望に対しまして、あくまでもこれを反対し切る理由が実は薄くなつておるというふうな点から、この際は、この程度の輸出をさしてもおそらく国内の価格は高騰するようなことはあるまい。むしろその程度の輸出を認めて価格は安定をし、あるいはもう少し下落をするのはないかというふうなことも考えまして、そうして承認することにきめたということ事情でございますので、その点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

あととされしにしたがつたことは、たゞで、当日はそれがわけのわからないことになつたけれども、もう先が見えておる。まだ業者は電気料金が上れば肥料も上がるのだということを言つておる。こういうような際、しかも相当数の業者もいるので、なかなか決算は難しい。そこで、今政務次官は繰上げで量繰上げで——今政務次官は繰上げではない、当初の計画通りと言つたけれども、あのときはそうであつたが、農林省はいろいろの需給関係からもつと繰下げようという腹だつた。私はそれでいいと思う。それを五月にさかのぼりつて輸出を許可するというのでは、牛はどこへ来たかと云ふほど來私があし上げましたように、肥料の値段を下げる農民に安い肥料を十分供給するという根本原則には反すると考えます。

を論議して、そうして政府もういうことを報告し、またこれを取上げて、特に小委員会に肥料に関する権威者でもある人の御努力をわれへは信る。こういう特別な点から率直な意見を申し上げておまじて、今回の輸出の線上には、われへは以上のよう、賛成しかねるということをおるのであります。なお先値段について今後絶対上げつこない、このくらいのも別に何でもないというよおつしやつておられる、そはつきりできるかどうか、一  
九〇

も今までこ  
小委員会も  
員長は非常  
頗してお  
われ／＼は  
るのであり  
けについて  
な觀點から  
申し上げて  
はど肥料の  
のを出して  
うなことを  
の裏づけが  
農省はど  
その点をな  
あります。従いまして、さしあたよ  
先ほど小委員長から報告がありまし  
ように、二十數万トンになつている  
ではないかというふうに考えられる  
あります。従いまして、この点につきま  
すことは、一つはこの前御審議をいたを  
だきました節に、政府当局とメーカー  
の代表者間において、書面でもつてな  
ういう趣旨の約束ができるといふこと  
を私は信頼したいのであります。  
もう一点は、最近の支那の需給状況で  
ござります。三月末現在におきま  
して、蛋白質肥料におきまして、十五万  
五千トンの工場常備貨があるのであります  
す。なおそのほかに中継地在庫が數千  
トンござります。四月に入りました  
おそらく現在におきましては、これほ  
ど小委員長から報告がありまし  
うに、二十數万トンになつている  
ではないかというふうに考えられる  
あります。従いまして、さしあたよ  
うお尋ねだと思います。この点につきま  
すことは、一つはこの前御審議をいたを  
だきました節に、政府当局とメーカー  
の代表者間において、書面でもつてな  
ういう趣旨の約束ができるといふこと  
を私は信頼したいのであります。  
もう一点は、最近の支那の需給状況で  
ござります。三月末現在におきま  
して、蛋白質肥料におきまして、十五万  
五千トンの工場常備貨があるのであります  
す。なおそのほかに中継地在庫が數千  
トンござります。四月に入りました  
おそらく現在におきましては、これほ  
ど小委員長から報告がありまし  
うに、二十數万トンになつている  
ではないかというふうに考えられる  
あります。従いまして、さしあたよ

というふうに考えております。以上の  
ように、私どもいたしましては、小  
林委員の御懸念なされるようなことは  
万々あるまいというふうに信じておる  
のであります。

○遠藤委員長代理 竹村君に申し上げ  
ます。小委員長報告に対する質疑だと  
どめてください。政府との間の質疑  
は、別の機会にしたいと思います。

○竹村委員 私は専門家である小委員  
長にひとつ伺つておきたいと思いま  
す。大体そういうふうに繰上げ輸出を  
承認するというような場合におきまし  
ては、小委員会におきましては少くと  
もいろいろな点から検討された、こう  
いうふうに考えるわけです。従つて私  
のまず第一にお伺いいたしたいのは、

○小林(選)委員 政府次官の諮詢をうることはあるいは困難かもしれませんけれども、どうもわれくはそりらへことは納得できません。それから肥料の値段が、肥料の需給状況や市場を混乱云々といふような話でありますけれども、混乱ということは肥料が高くなつて、欲しいけれどもないと、混亂だと私は思う。国内に肥料がどんどんあれば、どこからでも買えるのですから、これは混亂じゃない。当然のことなんです。こんなのは何と輸出を促進するとか、何とか繰上げてやるというような理由にはならない。やはり肥料の値段が下るのが当然だと困つておる。ところが当時出席した肥料業者がほかの問題を出した。電気料金が上るとともにやれないということは、すでにこれから肥料の値段を上げようといふ魂膽がはつきり現れておる。この問題が出たら、そんなことは

ども、われ／＼が委員会においで 肥料の輸出についていろいろ／＼言うことは行政干渉だというようなお話を小委員長からありましたので、私は追加して申し上げますけれども、この委員会において特に肥料に関する小委員会を設けましていろ／＼やつておることは、こういう事情があるからいつも需給等を考え、また輸出の問題も、われ／＼は絶対に輸出してはいかぬというのではないのです。そういうよな鶴立ちらやつておるのです。これは行政干渉でも何でもないと思つておる。むしろそういうことを強調するのは、われが前から言つておる肥料需給調整法といふような法律をつくつて、そういうよなこた／＼の起きないよう、法律をつくりたかつたのです。これ御存じのようにどの反対か知りませんが、自由党が政府か知らぬが、こもなか／＼できないような事情もあ

つきり言つてもらいたい。  
○河野(継)委員 報告をさ  
たしますが、先ほど来小林  
者の発言云々ということが  
が、昨日の肥料小委員会に  
席はありません。昨日出席  
たのは通産省の化学肥料部  
の農政局長、経済安定本部  
長、それからその間に属す  
二、三人御出席になりました  
者の出席はありません。傍  
りますが、業者の出席は  
し、従つて業者の発言とい  
おそらく通産省の肥料部長  
間違いではないかと思いま  
題をつきりしておきます  
○小倉政府委員 疏安の今  
問題でございますが、これ  
予測と申しますが、今後改  
り現状の価格水準をえ置

二万トンずつを五、六ヶ月に輸出するる  
らに補足い  
委員から業  
ありました  
は業者の出  
いたしまし  
の産業局次  
長、農林省  
いたしまし  
る課長が  
たので、業  
聽人は別で  
ありません  
うことは、  
の柿手君の  
すので、こ  
に、その問  
しております。  
なお輸出の問題につきましての工  
別割当につきましても五、六という  
ころに需要がかかるりますような工  
は避けまして、すでに最盛期が過ぎ  
ような地域に所在する工場から輸出

大体今度の春肥で、日本全国の需要量  
というものは、一体どれだけ必要であつ  
て、それで現在各地方にストックがど  
れだけあるか。会社のストックは今お  
聞きいたしましたが、現在の会社のス  
トックと、そうして地方にあるところ  
のストックだけで、全国の需要を満た  
し得るだけのストックがあるのかどう  
か。まずこれが私は一番重要な問題で  
あると思う。この問題が検討されま  
せんと、先ほど小林委員の心配されま  
した電力料の値上げが今度あれば、肥  
料価格もこれではまた上げなければな  
らぬというような気配が濃厚であり、  
これが会社側の主張であることははつき  
りしておる。従つて現在のストック  
を継上げて朝鮮に出してしまう、そ  
して電力料が値上つて、値上つた価格  
で生産されたもののを内地の農民に出  
す、こういう矛盾したことは、農林委  
員会としては承認できないことだと想

というふうに考えております。以上の  
ように、私どもいたしましては、小  
林委員の御懸念なされるようなことは  
万々あるまいといふように信じておる  
のであります。

○遠藤委員長代理 竹村君に申し上げ  
ます。小委員長報告に対する質疑にと  
どめてください。政府との間の質疑  
は、別の機会にしたいと思います。

○竹村委員 私は専門家である小委員  
長にひとつ伺つておきたいと思いま  
す。大体そういうふうに繰上げ輸出を  
承認するというような場合におきまし  
ては、小委員会におきましては少くと  
もいろいろな点から検討された、こう  
いうふうに考えるわけです。従つて私  
のまず第一にお伺いいたしたいのは、  
大体今度の春肥で、日本全国の需要量  
といふものは一体どれだけ必要であつ  
て、それで現在各地方にストックがど  
れだけあるか。会社のストックは今お  
聞きいたしましたが、現在の会社のス  
トックと、そして地方にあるところ  
のストックだけで、全国の需要を満た  
し得るだけのストックがあるのかどう  
か。ますこそが私は一番重要な問題で  
あると思う。この問題が検討されませ  
んと、先ほど小林委員の心配されま  
した電力料の値上げが今度あれば、肥  
料価格もこれではまた上げなければな  
らぬというような気配が濃厚であり、  
これが会社側の主張であることははつきりしておる。従つて現在のストック  
を繰上げて朝鮮に出してしまう、そ  
して電力料が値上がりして、値上った価格  
で生産されたものを内地の農民に出  
す、こういう矛盾したことは、農林委員  
会としては承認できないことだと思  
ります。

う。従つてこの問題につきましては、少くとも全国の春肥の需給量といつても、それが、現在のストックで満し得るという確信のもとでなければ、輸出できないものだ。従つてこの点について、春肥の需給の問題、しかも現在会社のストックを全国へ分散することによつて、春肥の需給といふものは、全国的にまかないと得るという数量的な詳細な御説明を伺つておきたいと思います。

○河野(誠)委員 私からお答えいたします。現在の各工場の手持ちのストック並びに各府県にあります倉庫に入っておりますもの、これだけでこの春肥を全部をまかねる数字にはなつております。おそらく現在のストックに、四月生産されたもの、さらに五月の半ばまで生産されたものをプラスすることによって、十分春肥はゆう／＼と満足される、そうして春肥のしまいにおきまして、いまだかつてない、四十万トン近く繰越しを秋肥にしなければならぬじやないか、こういうふうな見通しがあります。それはもちろん、四万トンの輸出を計算に入れてです。従つて、これは私個人の観察でありますけれども、今後肥料は相当価格まで下落する見通しを持っています。そうして余談になるかもしませんが、おそれなくわれ／＼がかつて主張いたしました肥料の需給調整法を、皮肉にも今度はメーカーの方から需給調整をやるが、さもなければ、これに類似する政府の施策をやつてもらわなければ、肥料工業は安泰でないといふ時期が近い時期に来る、こういふような私個人の見解を持つわけであります。その個人の見解を披瀝いたしまして、今お尋ねの

春肥について、一体今のストックで行けるかどうかという問題につきましては、今申し上げましたように、現在のストック並びに五月の半ばまでの生産で十分乗り切れるという、私は深い確信を持つております。

五月半ばごろまでの生産をもつて、春肥の全国的な需要がまかない得る、こういう御説明でございましたが、それいたしますと、現在のストックを輸出いたしますならば、少くとも春肥の需給を全国的にまかない得るものは、この輸出分だけが五月の半ば以降にならなければ生産ができないということになると思うのです。そういたしますと、国内の春肥の需給というものが、結局においてゆくくなつて来ることは、これは委員長の報告によつてはつきりして来ているわけであります。それからもう一つは、価格が暴落する、こうおつしやいますけれども、まず第一に、この肥料の統制をおはすしになつたときの農民に対する約束から考えまして、河野委員は一体どこが、たとえば保安にいたしますならば、保安十貫目当たりの値段が、農民に約束した最も適正な価格とお考えになつておるのか。無論々々とおつしやいますけれども、あの当時と比べていろいろ物価の変動はあります。ありますけれども、あの当時は少くとも一俵六百円以内、五百七、八十四円で農民に渡すということをあなたの方はお約束なさつて、そうして統制をはづされたと思うのであります、ただいま委員長は、おそらくこの値段よりも少くとも暴落するであろうということをおつしやいますけれども、約束した価格よりは、それはもちろんほかの物価の指數から考えて、少しは上つておる。けれども肥料だけが少くとも千円になんとしておる。少くとも四〇%の値上がりをしておる。ところが米価その他いろいろなものを考えましても、四〇%も値上がりしていない。そういたし

が約束して渡すという価格は、河野委員は暴落するとおつしやいますけれども、一体どのくらいが適正価格と考えておられるのか。この点はおそらく政府においても、一番重要な問題だと思ひます。少くとも農民に約束した六百円以内、それにいろいろな物価指数を考えまして、たとえば一割なり一部五分上つておるといったしましても、少くとも七百円以内で農民に渡すことが、統制をはずすについて政府がお約束なさった価格であると思うのであります。が、この点は一体どのくらいで農民に渡そうとお考えになつておるか、この点を伺つておきたい。

四十円ないし千五十円でなければコス  
トがカバーできない、こういう主張で  
ありました。その当時九百九十円であ  
りましたから、当時の主張では、メー  
カーとしては四、五十円は少くとも上  
げてくれなければ、肥料工業は採算が  
とれないという主張をしておりました  
が、それは單なるメーカーの意見であ  
つて、われ〜のところではな  
い。その後におきまして、本委員会と  
しては、先ほど農政局長からお話をあ  
りましたように、メーカーから輸出を  
承認するについては、その当時の価  
格、全躉連、県躉連の口銭を内口銭に  
しての九百九十二円よりも上げること  
は認めない。それを承認するならば輸  
出を許可しようということだ。メー  
カーから安本長官が文書をもつて回答  
を求めて、それによつて輸出の措置が  
とられたということは、御承知の通り  
であります。しかば九百九十二円が  
一体どうかということについては、九  
百九十二円はその当時の市価がたまた  
ま九百九十二円であつたから、当時よ  
りも上げてはいけないということの意  
味の九百九十二円で、しかば適正な  
価格はどうかということになると、  
非常にむずかしい問題であります。  
私は先ほどの小林委員なり竹村委員の  
御意見と同じように、メーカーが現在  
の価格で採算がとれないとは思いませ  
ん。思いませんが、これをさらに五十  
円も百円も一五十円程度は別です  
が、百円も下つた場合に、現在の肥料  
工業がはたして採算がとれるかどうか  
ということについては、全体のメー  
カーとしては別でありますけれども、  
少くとも数工場は、もしかりに百円下  
つた場合に、相当の赤字を出すと、い

さうに私は考えます。でありますから、結論といたしまして、全国平均で低コストの工場、また高コストの工場、これを平均いたしまして、今よりも四十円や五十円下つても、そろ大した、製造会社がつぶれるということは考えませんが、少くともその辺までは行つても大したことではないのいやないか、こういうふうに私は考えております。

いておりますが、大体五月の中ころまで輸出する分をも含めて、春肥の需給はまかない得る生産に達する、こういうことでござりますが、そこで問題は、この輸出を早くすることによつて、国内の需要者たとえば協同組合その他のものがいわゆる買付をやろうとする場合において、片方の輸出の許可が早くおりておると、いうことをたてにして、そうして当然四、五十円下げて売り得るもの下げないで売らうとすると、氣配が、私は事実上において濃厚になつておると思うのであります。こういう点において、一方において輸出を許可する場合においては、そういうことをしないような勧告あるいは注意をされられるよう用意をしておられるのかどうか。これは法的にはないで、それができないというのでありますならば、おそらくこの輸出をすることによつて、国内の需要者が買付けようとする場合においては、輸出たてにとつて、現行価格より下落しないために安い価格で売らうとするることは、これは商業道の当然のことだと思ひますが、これに対しても、現行価格より下落しないよりも安い価格で渡し得る、たとえば四十円下げてもいいのだと考えられて

おられるならば、その下げる価格で国内の需給に對しては売らしむるような勧告あるいはその他の方法を考えておられるのかどうか。この点をちよつと伺つておきたいと思います。

のですが、単位組合はもちろんのこと、県の連合会、それからまた全国をまとめていた全農連も、肥料の荷動きが全然ない。今むろん協同組合としても非常に困つておるような状態なんです。従つて現状におきましては、二万トン、三万トンの問題によつて、これがでこれになるととかなんとかいうようななさやさしい問題ではなくて、私が聞くところによりますと、製造会社は全農連に、値段はきめなくていいから、とにかく一箇月分くらいのものを金融でつけてくれ、こういうことさえも今は話が始まつておるというような状態で、この肥料につきましては、これは個人の見解になりますけれども、今度は農業の立場で自由に肥料は値段をつけらるし、自由に買える、こういう段階に入つたと深く確信しております。そつて点につきましては、私個人の意見でありますけれども、私は二十年たどこの方の飯を食つたのではなくて、皆さと私は見解がかりに遭つても、私の見解に間違はないということを、私は確信を持つておるわけございます、から、どうぞ御了承願います。

を値上げして来たときに、これは融資してもらつたのだから、現行価格で取引してくれという下準備だと思う。また今日の全購連そのものも、あまり買いたい過ぎるというので、われくは問題にしているのですが、ともかく問題は、この輸出をさすという場合には、そういう適切な指示を與えられなければ、おそらく今度の電気料の値上げ等を通じて、少くとも内地の農民は、現在以上高い肥料を購入しなければならぬと私は思う。これは議論になりますから、この辺でやめておきますけれども、しかしこの見通しを持つて少くともこの問題に対処しなければ、後日、日本内地の農民に対し非常に高い肥料を貰わせなければならないということを、特に私の意見として警告しておきます。

○東畠政府委員 米の需給状況の問題につきましては、先般のこの委員会で申し上げたのであります。供出米につきましては、ただいまの最新の数字で申し上げますと、二千五百六万九千百四十一石になつておりますて、補正割当三千四百四十七万三千三百石に対しましては、一〇一・四%になつております。当初の割当に對しましてはまだ九八・三%でありますて、二千五百五十六万石には実はまだ若干欠かけておるのであります。大部分の県が供出を完了しておりますけれども、若干割当より低めの県がまだ十三県残つております。遅れてはおりますが、日々供出が進行中であります。なお新潟県等につきまして若干供出は完了したのであります。ですが、超過供出についてさらに懇請を継ぎまして、ごく最近までこれが若干超過供出を願えるのではないかという段取りになつております。

外米の事情でございますが、十一月以後到着いたしましたものが、精米換算で三月までに三千九万七千トンござります。それからごく最近まで買いつけまして、まだ到着いたしませんが、買付済みのものが三十七万一千トン——これはみな精米の数字でござります。合計いたしますと、七十六万八千トンということになつております。政府いたしましては、一応一百万トンという精米換算の計画を持つて

る若干これより上まわる量が確保でき  
るのではないかという見通しを持つて  
おる次第であります。と申しますのは、  
は、実はタイ、ビルマ等につきまし  
て、最近いわゆる政府割当が相当の量  
をもらえるという情報も入つて来てお  
ります。ビルマ等につきましても、国  
際入札がごく最近行われまして、これ  
でも日本側に若干のものが参るという  
こと等を織り込みますと、われべの  
計画外でありますたウルグアイであり  
ますとか、スペインでありますとかい  
う方の米が、相當量あまり高くなくて  
買えますので、もう少し外米の輸入量  
があふれる見通しを、実は本米穀年度と  
しては持つておりますので、供出状況  
とにらみ合いますれば、いつか申し上  
げました本米穀年度の米食率は減らな  
くとも済むのではないかというふうに  
確信いたしております。右のうち準内  
地米といふものが今年は非常に多いの  
であります。七十六万八千トンのうち  
三十七万八千トンがいわゆる準内地  
米といふ日本品種であります。内地  
米の本年の供出量が少い地方には比較  
的こういうものが多いでありますから  
らそういう地帶、特に九州、中国方面  
には、なるたけこういう準内地米を輸  
入いたしまして、外米にしても比較的  
日本内地米に近いものを配給して、米  
食率の維持をはかりたいと考えておる  
わけであります。

おける米食率については何ら不安がない。言葉をかえれば、百一万トンの輸入できれば現行の米の配給量は何ら不安がないということですか。それともこの百一万トンを輸入することによって、相当の余裕をもつて来米穀年度に繰越せるということですか。その点をひとつ御説明いただきます。

○東畠政府委員 当初政府が計画いたしました需要量から申し上げますと、約十三万トン——程度需要量が七月以後から減つて参りました。当初の計画

は五百十三万六千トン——これは飯米以外の工業用途も含んでおりますが、そ

う見ておつたのであります。ところが大体十一月からの実績は、若干の配給辞退があつたのであります。そ

うものから過去の実績を織り込みますと、大体五百万トン程度で済むの

ではないかというように、今需要の推定をいたしております。そ

うものから過去の実績を織り込みますと、二千五百五十万石集まりま

して、当時の輸入計画通り実行いたしました。相当前の外米は持越しでで

きるのではないか。もちろん時期的な若干の持越量はあるのであります。外米は輸入港に入りましてから、配給する地域が限定されておりませんので、そう奥地まで持つて行く必要はないの

で、持越量は若干の安全率を見ておりますが、これを切詰めますと、二千五

百五十万石集まつた場合には百一万ト

ンでいいのであります。今の見通し

として多少彈力性を持つ方がいいの

ではないかと考えまして、供出量を見合いまして多米の輸入量を見た方がいいのではないかという計画を持つております。そ

ういたしますれば本年度の供出割当は少かつたのでありますけれど

おける米食率については何ら不安がない。言葉をかえれば、百一万トンの輸入できれば現行の米の配給量は何ら不安がないということですか。それともこの百一万トンを輸入することによつて、相当の余裕をもつて来米穀年度に繰越せるということですか。その点をひとつ御説明いただきます。

○河野(謙)委員 本委員会において大

臣並びに長官からたび々言明がありま

したので、くどいようあります

が、重ねてこの際はつきり責任ある御

答弁を願いたいのですが、今御説明の

よう、外米が七十六万八千トン現に

入りまたは契約済みのものがある。そ

のほかの二十数万トンにつきましては

十分なる見通しがついた。内地米の方

はすでに二千五百万石あまりの供出が

完了しておる。従つて米食率について

は何ら不安はない。現行の米食率を確

信をもつて継続できるということに聞

違ひございませんか。

○東畠政府委員 さよう御了承願いた

いと思います。

○河野(謙)委員 次にお伺いしたいの

は、米の統制を徹底しました後に

おきましたも

と、本年度の予算におきま

しては補給金を一応予算に組んでおら

りますが、本来補給金といふものは、

補給金則公定価格であり、補給金即統

制であると思ひ。補給金を組んでお

いては補給金を一応予算に組んでおら

ります。政府といしましては、今日の麦

におきましては、たび々申し上げま

すことは、補給金を受けておりなが

ら、はたして消費者のための補給金な

りやいなやといふ御費問でございま

す。政府といしましては、今日の麦

におきましては、たび々申し上げま

すことは、補給金を

費との差が出ます。そこに経営上若干の赤字が出る、こういう問題と実は二つあると思うのです。前者の赤字の問題につきましては、ただいまのところわれ／＼といたしましては、家計費の調査等から見ましても、河野さんの御心配になるような赤字にはなか／＼ならないではないか。後者の赤字につきましては、これは見積り経費の問題等厳密にいたすのでありますけれども、麦の政府に対します出荷量でありますとか、いろ／＼な問題で必ずしも見積り経費と実際の経費とが同じであるというわけに参りませんので、そういう場合には違つた意味のいわゆる赤が出るのであります。その赤というものについて、食管といたしまして從来はこれを消費者にかけたのでありますが、今後は赤は赤として、一定の食管内部の經理をいたしまして、これを越えて行くという以外に道はないので、そりいたしたいと考えております。

とを、この際はつきりしてもらわなければ困るので、今までのようだに、一例をあげれば、嚴重に検査をして三等米に買らるべきものを、四等米で、よけい買つてみたり、その他食管特別会計そのもののために消費者 生産者を犠牲にしたという過去の運営は一切やめてもらいたいということを、これは反対がないはずありますから、私は注文をつけるだけで、この赤字問題の質疑はこれでやめます。

次に今後政府の管理する麦を拂い下げる場合に、いかなる方法で拂い下げられるか。このことを伺うのは、四月一日から買取り制に移行されまして、この四月一日から買取り制をやつてくれる。現在の買取り制においてどういう問題が起つておるかといふと、中小企業の犠牲において大製粉が、また精麦の大企業が非常に伸びておる。言葉をかえれば、政府の援護のもとに必要以上に大製粉が跳梁しておるという結果になつておる。というのは、従来の割当も大製粉中心、大企業中心でありましたが、従来は一応名目上は大製粉はたくさんの方い下げをもらはれけれども、加工費においてそこは非常に差別を受けておる。すなわちもつと実際に申すならば、操業度において、一方において大企業は二十日なり二十五日の操業度を得るだけの量の割当を受けておる。片一方中小企業は十日なり十五日の操業度に抑えられておる。しかしその反面において加工費は中小企業の方は高くやつておつた。大企業の方は加工費は安かつた。こういうことで、一応名目上は加工費において操業度をアジャストしておつたわけありますが、四月一日以降の買取り制にな

りますと、このアジャストするものは何もないで、政府みずから調査したところの操業度によつて、大中小の区別なく、一様に十五日の操業度は十五日、二十日大企業がやるなら中企業も二十日、こういうことに私はすべきだと思う。そうでなくて、現在買取り制になりましても、依然として過去と同じようだ。一方において大企業が操業度が高くて、中小企業が操業度が低い、こういうりくではない、現状なんだ。この現状を一休どういう意味にとられるか。またこの現状の不合理を急速に是正される、また委の統制撤発になりました以後においては、これをさらにどういう形で合理的にされるか、この拂下げの問題についての将来の食糧長官のお考えを伺いたいと思います。

府の割当売却につきましては、やはり原則として能力というものを中心に考えて行かなければならぬといふふうに考えておりますが、能力をどう見るかということにつきまして、より公正な認定というものができますれば、それを中心にひとつ考えて行くのが適当ではないかというふうに考えておられる次第であります。

○河野(謙)委員 当分の間随意契約でやる、こういうふうはつきりしたお話をあつたのですが、その随意契約の仕方ですが、能力に応じてということですが、能力そのものは政府が査定して、政府が能力調査の台帳を持つておるわけです。その政府が持つておる能力調査の台帳に従つて、能力本位で――多のファクターは全然入れないで、能力一本で随意契約の基準を立てる、こういうことですか。それとも何かそのほか従来いろいろわけのわからぬファクターが入つておるようですが、そういうファクターも何か考えておられるのか。もしかされるとすれば、その他のファクターはどういうものであるか、それをひとつ伺つておきたい。

○東畠政府委員 ただいまのところはクーポンによつて販売をいたしておりますので、クーポンの回収率といふものを若干拂い下げる場合の原料の割当の要件として考えておるのでありますけれども、統制を撤廃いたしますと、クーポン制はなくなりますので、そういう要素は考慮することができないし、またする必要もないわけでありますして、従いまして原則としましては、やはり申込み量いがんによつて、申込み量だけ政府が売却できればこれは申

が、申込みと政府の計画的な拡大げといふ通りやむを得かないのです。うものに食い違いがありました場合、やり能力中心で行かざるを得ないとの関係において、非常にアンバランスができます。した場合には、この調整について何かいい意見があれば、われわれとしてはとることにさしつかえはない、こう考えております。

○河野(講)委員 クーポン制の問題は、現在クーポン制があるのですが、この法案が通過したあかつきには、クーポン制というのはなくなるです。そうしますと、その場合には一体どうされるか。私は人が調査したのではなくて、農林省自体が調査したところの能力調査というのがあるのでですから、この権威ある調査に基いて、能力一本で割当すべきである。もちろん申込み数量が不足した場合は、これは申込みした数量だけやればいい。申込み量が超過した場合にはどうするかといふ問題は、私ははつきりとこの際に能力本位で、他のファクターを一切考慮することなく、随意契約を続ける、こういう私は御答弁を得たいのであります。またそういう答弁を当然るべきであると思う。それを躊躇する理由があれば私はそれを伺いたい。

○東畠政府委員 農林省の持つておる能力調査というものもあるのであります。が、実は若干資料等が古いのであります。なるだけ現実に即したもののが好ましいというので、役所の持つております能力調査が、はたして現実に合うかどうかについて、ちょっと古い資料でありますので、そういうところ

をもう少し整備しないと、かえってまた不公正になつてもいけない、こういうので、若干その点を考慮しておる次第であります。

○河野(説)委員 能力は職場改革をされて行くでありますよりし、また改善し得ない弱体な企業があるでしよう。でありますから、能力は一定のものでありますけれども、とにかく農林省が能力の調査を常に継続して行くでありますようが、この継続して行きながら、どこまでも随意契約の基準数字はりませんか、これをひとつ承りたいと 思います。

○東畠政府委員　根本はもちろんそういう行きたいと思ひます。

○河野(譲)委員　次に少し根本問題題にまさかのぼりますが、この法案を通すことによつて、今後一番農民が心配しているのは価格の点であります。ひいては国全体としては麦の作付が減りっぱせぬかということです。このことによつて、今後増産計画を政府が放擲されたわけではないということは、私はよくわかつております。しかし今後の麦の価格政策にもしあやまちがあるならば、結果は逆に麦の減反になり、減收になります。非常に恐るべき結果になると思うのですが、将来のこの法案の基礎となる麦の価格政策、その価格の立て方、これについて少しく詳細に御説明願いたいと願います。

○東畠政府委員　価格政策が農業の生産に非常に影響のあることは当然でございまして、農林省もいたしましても、妻の生産力を上げることにつきましては、もちろん努力しているのであります。この法案が考えておりますが、

農家に保障する、その最低価格といふものを法案で一定の基礎をもつてはじくわけあります。それは最低価格であります。能しまして、農家は政府にはそれで売るわけがありますが、時価はもちろんそれ以上になることが多いと思ひます。能いまして、供出課当をいたす価格としての場合は、それが最低価格であります。今まで経営は自主的に自由になるわけでもござります。われへといたしまして、農民が経営の自由を回復するところは、まさに望ましいことでもあります。その上に麦自体が、供出価格でございませんで、それが最低価格になります。その以上に必ずなるわけでもありますから、そりいつた地帯におきましては、麦の生産力はこれによつて決して減ることはない、そういうふうに思つておられる次第であります。もとよりん節約政策でありますので、これがけで麦の生産力を上げるということは限界がありますことを、十分了解しております。その他の点等につきましては、これはまた土地改良でありますとか、別個のこの種の問題で解決していくことによつて、総合的に麦の生産力を上げるという農業政策とは矛盾しないにやつて行けると思ひます。

○東畠政府委員 本年度予算では、二十六年度の旧バリティ方式によるいわゆる二五五といらものを基礎にいたしておしまして、小麦で申し上げますと、千八百三十四円ということになります。この価格は、昨年の千七百十七円から比べますと、相当當実はいい価格になつております。二十六年が基準になつてゐるということにつきまして、二十六年を今後は農業バリティの基礎にしたいという根柢につきましては、物価庁の方もおいでになりますけれども、簡単に申し上げますと、二十五年と二十六年を比べますと、朝鮮事変等の関係等がありまして、二十五年は非常に価格的に不安定な関係で、価格指數といたしましては、総合指數になりますので、なるだけ安定した年をとるのが将来の計画として望ましいというので、まず二十六年の方がより安定しておるのではないかということですとつたのが一つであります。もう一つは、農家の生活水準と申しますか、農家の現金支出面から見た実質的のいわゆる生計質の問題を、農林省の農家経済調査で判断をいたしますと、二十五年に比べまして二十六年の方が、実質的生計質が実は上つておるのであります。いわゆる農民対非農民の形における所得の均衡という点からいましても、二十六年と二十五年と比べますと、二十六年の方がより所得均衡が年としてはいいのではないかということが言えるのであります。なおやはり十六年を基準にするということによつて、今御説明の価格政策は完璧である、麦の減産にはならないという理論的の裏づけをひとつお聞かせ願いたい。

そういう年は平年作の年をとつた方がいい年であります。二十六年は米について若干悪かつたのであります。米は非常にいい年である。総合的に見ましてそうひどい凶作ではない年でありますので、二十六年をとつた年であります。なおやはり消費者の問題等も考えなければならないのであります。現在小麦粉等は御承知のように四百八十五円ということになつております。この消費者価格に大きな変動を與えますこと自体、また国民経済全体として不安定になりますので、そういう点も考慮いたしまして、今後おられます。このパリティの基準といたしまして、一応二十六年をとつたような次第であります。

○河野(謙)委員 端折つて御質問しますが、次に、今回こういう措置がとられました後において、おそらく農産物の検査法に基きまして基準銘柄の設定と申しますか、産地銘柄も設定される、どこのどういうものを基準銘柄だとし、産地銘柄はどういうふうに扱いか、その格差はどうなるかということについて、当然この法案を出される以上は、農林省においてもそれらの腹案は整頓できてると思いますけれども、もしできておりましたならば、それを示し願いたいし、またきておられませんでしたら、それらについての考え方を、ひとつこの際お聞かせ願いたいと思います。

○東京政府委員 農林省といたまことは、大麦等につきましては、こればかりは品種銘柄以外に産地銘柄を考えなければなりません。小麦等につきましては、産地、品種等の銘柄をつけようよとにいたしたい。価格の基準といたしましては、やはり三等平均ということになります。なろうかと実は考えております。ふつは産地銘柄、品種銘柄、等級別の価値をつけるのであります。この点は歩がまり、品種の差で格差をつけて行くことになります。もう少し固まりますれば、ここで発表してもさしつかえないところで考えております。

○河野(謙)委員 これはこの法案と非常に重大な関係がありますので、あ

し非 うこおままと格とによつてれはし いのあそと采以とアにれ走物ヨ よ

現在までに成案ができておらなければ、至急成案を得られて、資料として本委員会に御提出いたたきたい、かように考えます。

は、価格の決定以前に、農民が麥の生産をしこれを政府に売り渡そうという問題が、従来の米の場合と同様に起つて来ると思います。そういう場合には、いかなる措置をとられるか。仮價格を設定されますか、仮價格を設定しないで本價格が決定した後における價格差といふものを追加拂いされると、いふことをやるのか、それらについての政府のお考えを伺いたいと思いま

事情というものを考えます。この生産減收比率をとつて参るということになりますので、減收比率がはつきりいたしますのが、作報等の集計上六月の上旬まで待たなければならぬのであります。従いまして、それから米価審議会等にお諮り申し上げまして価格を正式に政府が決定いたしますのは、おそらく六月の十五日前後というようになります。御了承願いたいと思います。どういたしまして、その以前に麦の供出がどの程度従来あつたかということになるのでありますかが、もちろん九州の方につきましては若干実はござります。今後政府といたしましては、正式の価格としては十五日まではきまらないのであります。その間におきましては、もし必要があれば、政府は米と同じように暫定価格というものを発表せざるを得ないじやないか。その量はおそらく

方針と価格等について打合せる必要がある。大きな時間的ずれはないと思いますが、一週間なり十日間若干ずれることがあると思います。その間の価格は既定価格で参りたい、こういうことにいたしたいと思います。これの金利等につきましては、米についてはきょうの審議を願つております。麦につきましては、さしつかえなければ、金利は不合理なことを放言されても私は非常に困ると思う。

○河野(謙)委員 麦の金利をつけないというようなことは、これはもしかしたらの方のお手元で片づかなければ私の方で片づけなければならない。そんなふうに困ると思う。

れども、この法案が通りますね。ところが価格の決定は遅れるという場面に、その間において農民が政府に売らずして、自由にどこへでもかつてに去るということについては、その間一ヶ月どうなりますか。別に取締りの対象ではなくと思うのですが、そういうふうにについて教えていただきたいと思  
ます。

公がきめると思うのですが、ほんとうに具体的な買入れ価格が決定するのに、具体的な買入れ価格がきまるのを待つて政府に売つた方が得か、それともいわゆる市場価格といふもので売つた方が得かといふもので売つた方が得かという判断に農家は非常に困るのであります。政府の価格がきまらなくとも、一応市場には出るわけでもありますが、そういう場合は一体どうなるかということです。

○東烟政府委員 六月前後になりますてそういう問題が起る場合は、もちらん暫定価格を発表するのであります。政府が暫定価格を発表いたしました場合、その価格で買入れるのは、現行法上そぞせざるを得ないと思ひます。

○河野(謙)委員 そういたしますと、法案通過即暫定価格決定、こういうふうに考えてよろしゅうござりますか。

○東烟政府委員 法案の通過の時期にありますけれども通過即といふことではありませんで、麦の出来わりが天候上早くなれば、五月でも暫定価格をきめておいた方がいいのではないか。それが幾らの価格になりますかはまだ決定しておりません。本年度の予算等をしんしゃくしてきめれば、そら不利な価格にはならないと思ひます。

○河野(謙)委員 農林大臣が久かたぶりに見えましたから、この機会にごく簡単にひとつお尋ねしたいのですが、今回のこの麦統制撤廃の法案は、これは引き続きも同様の措置においてこの秋にやるのだという前提ですか、それとも麦と米のそれは全然無関係においてのそれであるか、これをひとつ伺いたい。

○廣川国務大臣 これほん同じ食糧でも  
米と麦とは非常に違つておりますので、これを別にひとつ考えて行きたいと思ひます。麦はある段階に達したとわれ／＼は認定するのでありますですが、米についてはまだそこまで確信が得られませんので、これと関連して米をはずす段階にはまだ至つておりません。

○河野(謙)委員 そうしますと、先ほど来食糧庁の長官から本米穀年度の米の需給推算等を伺いましたが、まだ相当地輸入の米にも依存しなければならぬという状況で、一応計算上は米食率に万々支障を來さぬよう需給推算は立つておるようでありますけれども、国际情勢その他から考えまして、いわゆる本年の十一月に米の統制撤廃ということにつきましては、現状においては、底里ぶらうつぎはよ／＼、二月

思いますが、この点につきましては、農林大臣は、現状においての本年十一月を参考ました場合に、統制撤廃は可能であるとお考えか、それとも現状においてはまだそういうことは考えられない、こういうことですか。そこを伺いたい。

○廣川国務大臣　現状においては慎重に考えてはおりますが、まだよろしいという段階には至つてないと思います。

成部の貢献は、より量的的には少く、しかし質的には多くある。

林大臣は「／＼のか言ひ申せん」とおっしゃるが、當てたような形になつておりますが、先ほど河野君の質問に対してもお答えもありました。わたくしは主食、特に米と麦というものは、われく日本の國民が毎日々々親しんでおるものであります。そう簡単に大臣が言われるよう別なものとは考えていいない。いわゆる主食の統制撤除を從來唱えておりました廣川農林大臣が、麦はある段階に達した、そこでこれを解除する、米はまだその段階に達していないというふうに簡単な言葉であります。が、これでは國民は納得しない。そこでまず第一に私は農林大臣にもう少しつぶ込んで、腹を開きたいのですが、一体いつになつたらわれくは食いものを樂に食べられるか、こういう見通しをひとつ大臣から承りたい。

○廣川國務大臣 私の放言が當たといひますが、あなた方がこれに賛意を表してくれなければほんとうに的中いたしませんので、賛成いたしてもらいたいことを期待いたしております。ただいつになつたら食生活が樂になるかといふことです。が、皆さんとともにわれわれ一番苦労いたしておるところであつて、農林省で十箇年計画を立てたり、これを縮めて五箇年計画を立案したりいたしまして、どうしても自給度を高めまして、食生活を安定させたいということでやつておるのであります。して、五箇年間に相当の国費を注ぎ入れましたとして、そうしてわれくは自給度を高め行きた。少くとも五年目標くらいにそれをやつて行きたい、こらいうふうに考えておるわけがあります。

今米か麦か、その点がまだはつきりしていない。少くも先ほど麦はある段階に達した。そうすると、麦の自給度といふのはこの程度で満足しておるのかどうか。統制をはずす以上は、麦の自給度はこのくらいでいいのだというお考えなんですか。

○廣川國務大臣 決して安心いたしておりません。特に戦時中半強制的に作付をさせたものが、普通の一般作物に転換されて、それによつて減つている面もありますので、なおまたその上にたくさんの量を輸入に仰いでいるようになりますので、これはますます獎勵をいたしまして、麦の増産を望んでおるようなわけあります。

○小林(運)委員 そうすると、先ほどある程度の段階といふのは、一体どういふところからそういうことが大臣は言えるのか、そこが問題なんですね。ある程度の段階といふのは、もう自給度もこの程度でいいというのならわれわれ了承するけれども、今の大臣の話では、まだ／＼自給度は足りないのだから、表も大いに増産させたい、こういう話ですが、一体どういう理由でそういうことが言えるか。

○廣川國務大臣 輸入も順調になつておりますし、それにまたいわゆるブランク・マーケットといいますか、実際におりますし、それにまたいわゆるブランク・マーケットといいますか、実際の公定価格とほとんどかわらないようにもなつておりますし、配給辞退も非常に多くなつておりますので、その点あれやこれやを見て、私はその時期に達した、こう見ております。

○小林(運)委員 いよ／＼農林大臣の怪僧の言がはつきりして來たのですか、われ／＼はそんなことではござまされない。たとえば大臣のお話のよ

うに、輸入も大丈夫だというけれども、あなたは世界の麦の生産をすつかりつかんでいるかどうか。輸入はこれも問題があつて、これもはつきりしては値段によるだらし、いろいろの問題がある。統制をはずす以上は、麦の自給度はこのくらいでいいのだというお考えなんですか。

○廣川國務大臣 決して安心いたしてしましても、配給辞退があることがもう需給関係がいいのだということにはならぬと私は思う。配給辞退ということは、この内容を掘つてみると、麦は統制をはずしてもいいという大きな理由にはならないのです。この配給辞退としきことは、何のために国民が配給辞退をしているかということを、農林大臣の感覚でひとつ言つてもらいたい。

○廣川國務大臣 いわゆる正式の流通外にほんとうに流通していなければ、配給の辞退といふのは少いと私は思うのです。ところが、それがブラック・マーケットといふ言葉かどうか知りませんが、ほんとうに流通しておるものが公定価格と同じだということは、もうその統制をしておく必要はないと思うふうに私は考えるであります。

○小林(運)委員 配給辞退の内容は、大臣も御存じかどうか知らぬが、あなたは配給辞退をする人はどういう気持で配給辞退をしているか。これは農林大臣だったら、実際の話を聞いておるだけ食べる人にはパンを食べれば何か動物蛋白も必要だ。パンを

る人は、その副食物を買うとともに高くなるから、買えないのです。これが配給辞退の一番大きな原因になつておる。そういうことにはならぬと私は思う。だといふことにはならぬと私は思う。それから今ブラック・マーケットの話も出た。これはブラック・マーケットですから、その内容は別問題と

内に不安というようなものを全然考へておるのか、考えておるならば、こういうものをはずして、そらしていよいよ外麦が入らなくなつて来るとき、一体どういう方法を講ずるのか、内にどうやつておるのか、あるいは考へておるのか、考えておるならば、こういうものを見聞きたい。

○廣川國務大臣 世界が混乱し、本が日混亂をするという前提のようになりますが、私は世界にだん／＼平和になるしかれませんか、しかし大半のものはそうでないと思つております。

○小林(運)委員 この論議を大臣ここで言い合つていてもしかたがないのだけれども、もう少し大臣は国民の食生活の実情に入つてもらいたいと思う。この点はこの程度でやめます。今度の政府の提案によりますと、一応麦ははずすことになつておりますが、この前提がなか／＼ないへんであります。たとえば現在は独立も間に控えまして、世界の情勢がまだどうなるのかわれ／＼国民にははつきりしていません。たとえば今は独立も間に控えまして、世界の情勢がまだどうなるのかわれ／＼国民にははつきりしていません。一時は相当戦争の危機が迫つたようにも考えられておつた。今はあらゆる不安定しているかもしない。しかし一面に政府は、今国会に破壊活動防止法案といふ法律案を出して、ある一定の騒動のようなものも想定してやつておる。こういふような国内不安あるいは政局の世界危機といふ。

○小林(運)委員 大臣の答弁としては実に不満足です。ただそんなのんきなことでは、一国の食糧をあずかる大臣見通しでやつておりますので、その辺は多少見解の相違があると思いま

つ、こういう危険なことをやつておるのですが、農林大臣は大臣として将来の日本国民の食生活に対して、そういう内閣から世界危機とか、あるいは国際的な不安といふようなものを全然考へておるのか、考えておるならば、こういうものを見聞きたい。

○廣川國務大臣 世界が混乱し、本が日混亂をするという前提のようになりますが、私は世界にだん／＼平和になるしかれませんか、しかし大半のものは全然火事の心配はないと思って、あなたは全然保険をかけていないか。それと同様の意味において、この統制とは者もられないか。おれのところは解除していいかどうか、そういうよ

うな意味はどうでしようか。それで最も全然ないのですか。

○廣川國務大臣 日本と修好を結ぶ国際貿易ができる国がだん／＼ふえて参りますので、輸入におきましても、また国内におきましても、そういう仮定からいたしまして、わが国と正常に

つて行くと思つておるのであります。また日本も決して内乱等ではないと私は思つておるのであります。そういう仮定からいたしまして、わが国と正常に

もしかね。またわれ／＼はそういうことがないことを期待しているけれども、万ーの場合にどういう措置を講ずるといふことはやるべきだ。廣川農林大臣のりづばな家が建つた。これが火事にならないといふふうにお考へになつて、保険も何もつけないでおられる

事にならないといふふうにお考へになつて、保険も何もつけないでおられる

事にならないといふふうにお考へになつて、保険も何もつけないでおられる



弁を願いたい。いいかげんでないよう  
に、はつきり言つてください。  
○廣川國務大臣　これは完全なバラ  
スをとるという根本方針を、われく  
は守りたいと思うのであります。しか  
し赤字の出た場合には、長い目でこれ

しては押えておる。四分の一の内麦を一庵ほつたらかすことになる。あるいはやり方によつては、政府の考え方方によつては、農民は政府に売らぬかもしない。そういうようなことで、また中間の人たちがどんなことをするか。かりに思惑というようなことをやられた場合に、この消費者に対する価格保証といふものを考えているのかどうか。

○廣川國務大臣　自由にした場合に感  
惑等で流通がよくならなくなつた場合に、  
消費者に対する損害はどうする  
か、こういうお話であります。これが  
は政府で手持品をしそつちゅう市場の  
価格を見て操作をして出すのであります  
から、思惑する余地がほとんどない  
ふう思つておられます。

貴上 そういうものには一般会話から存  
壇するのだといふよなことで行かなければ、農村ではわからない。そういうふうに行つてもらいたい。私はまたそう信する。別に大臣の言質をとつて私はどうこう言わないから、もう少し誠意をもつてその点お答え願いたいのです。

そらものは簡単でない。過去にもいろいろい例がある。この疑惑の際にも何にとも考へていいのか。絶対にないといふのか。多少はそれに對してはこういうことがあるというふうなお考えなんか。どつちか。

○廣川國務大臣 とにかく政府で管轄をしている妻というのは、内地妻に対しても非常に大きな量を持つておりますの

○小林(運)委員 外麦が四分の三、あの四分の一が内麦なんですね。そこで外麦に対しては補給金を出しておる。これで消費者に対する価格というものが一応考えられるのですが、外麦に對

というようなことも私はできないと想

思えども、それを簡単に、そんなことはないと思う、数値も大したことではないと思うというようなことでは、私はいかぬと思う。従つて私の考え方

○小林(選)委員 先ほど来大臣はなかなか見通しがいいようで、世界の政局も安定しているし、国内の問題も安定化しているし、先のこととはみなばかに通じがよろしいと考えておられます。そこでもつと先の方、一体いつごろで米の需給関係がよくなつて、あなたの考え方になる統制は、米はいつごろであります。

○廣川國務大臣　いれは外米等があつた  
少しよくなりまして、それからまた内地におきましても、もう少しブレッカ・マーケットと正常のルートを流れ  
る米との調和がとれるようになる時期だと思つておりますが、がははずす時期だと思つておりますが、

で、なかなかまだ近いうちはそこまで行かぬと私は思つております。

とすれば、来年の十一月とかあるいは再来年の十一月ごろにやれる見通しじあるのかどうか、こんなことをいつまで聞いているのはおかしいのですが、

一体そういう時期を招来するのは、米の問題だけを考えているのかどうかということです。国内の米の自給度は

農林大臣はいつになつたらはずしていい状態になるかということなんですね。それを聞いています。

○廣川國務大臣　あなたのおつしや  
ような時期になるべく早く到達させ  
いと考へて、國家資本の入れ方も今

討いたしておるようなわけでありますて、そろして耕地面積もふやさなければなりませんし、あるいは土壤の改

もしなければなりませんし、あるいはまたいろいろな病虫害の駆除等もなければなりません。そうして国内の

常ルートとその陰のルートのものが



と私は思うのであります。

○小林(選)委員 あなたはないと思うと言つたつて現実に今問題に出てい来る。新潟県の米産地では米がある。ところが消費地では米がそつちへ動いて来ない。知事会議をやつたつて、知事が簡単にあなたの言うことを聞かぬかもしれない。そういう場合にどうするのです。そらはならぬと思うと言つたつて、現実にそらなる。もうそれはわかり切つて。そういうときにはどうするのです。あなたの言うことを知事がいつでも聞いていますか。これはなか／＼大きい問題だ。知事だつて自分の県の米を出すということは相当な問題だ。だからまた県の境に行つて、あるいは清水トンネルやそらいうトンネルに関所でも設けなければいけなくなる。そういうようなことをもう少し考えて、実際問題としてこの米食率をどうするのですか。もう少し具体的……。

○廣川國務大臣 米は統制をはずす

ではないのでありますから、これは

やはり供出をしてもらわなければならぬので、供出をした米をほかに持つて行くことはあたりまえなことであります。あなたの言うように、一粒も米が行かなくなるというようなことはないと思う。

それから今の新潟県の例ですが、今

まで粉食をしないかということや、

加工品が行つて、これを食膳に供し

ているのであります。それからまた知

事が言うことを聞かないじやないかと

言うが、知事諸公は政府の言うことをよく守つていただいているのであります。

して、決して御心配ないと存ります。

○小林(選)委員 私はいろ／＼の問題

について大臣の答弁を求めたのだけれども、まつたくのらりくらりで、あなたは一体われ／＼をどう考へておられるのか知らぬけれども、もう少し誠意を持つて答えてもらいたい。あなたの希望するとか、そういうことはないだろ

う、米は統制しているのだからこの通りにするのだ。そういうようなことをいくら言つたつて、現実は違つてゐるのですよ。そうでしよう。たとえば米は食糧管理法で動かすことはできなくなりつているけれども、実際はやみでん／＼流れて來ている。これはそ

ありたくない、こう言つていればそれ

でいいかも知れないけれども、現実は

そらじやないのですよ。そういう問題

をわれ／＼は心配している。そこで先ほど来いろいろ言つてゐるけれども、

大臣はおれはこういふことを希望する

といふような、ただ希望だけではあ

なんです。そしてそんなことにならぬ

と思う。思うだけではあつて、

現実には、いろ／＼政府やあるいは農

林大臣が考へておられるように行つてない

い問題がたくさんある。それでも何で

もかんでもおれはこうだ、こうだと言

つて、そして片一方ではこういふもの

をはずしておる。あるいは思惑が出る

かも知れない。いろ／＼な問題を想定

して、農林大臣はこういふ重要な法案

を出す以上は、もう少し確固たる信念

を持つて、こういふふうにやるのだ、

そうしてその信念の上に数字的にこら

い裏づけを持つてやるのだと言つた

ことだつて、まだ何だかわけのわからぬことを言つておる。そらして食管長官の言うこ

ととあなたの勘とは違つておる。あな

たの勘はまつすぐだと思つたらとんで

もない間違いの勘ばかりだ。こんなこ

とではわれ／＼は承知できない。もう

少しこまかい数字を——こまかいとい

うか、根本的な数字をしつかり握つ

つて答えてもらいたい。

あなたは希望

するとか、そういうことはないだろ

う、米は統制しているのだからこの通

りにするのだ。そういうようなことを

いくら言つたつて、現実は違つてゐる

のですよ。そうでしよう。たとえば米

は食糧管理法で動かすことはできなく

なつているけれども、実際はやみで

どん／＼流れて來ている。これはそ

れ

でいいかも知れないけれども、現実は

そらじやないのですよ。そういう問題

をわれ／＼は心配している。そこで先

ほど来いろいろ言つておるけれども、

大臣はおれはこういふことを希望する

といふような、ただ希望だけではあ

なんです。そしてそんなことにならぬ

なんです。そしてそんなどにならぬ

&lt;p

ざ總理の代理として根本前農林大臣を南方に派遣しているのを見てもわかる。これは何ゆえですか。これは、南方諸国と日本と、外米の輸入についていろいろな了解を十分に遂げておきたいといつつの政治工作であらうと思います。そういう大きな政治工作をしなければならぬまでに、南方における食糧事情というものは、決して日本が樂觀するような状態でないことは、輸入価格を見ればすぐわかるのです。

政府が昨年組んだときの輸入予定価格と、現在の國際市場価格とではかわっているじやありませんか。これを大臣はどうお考えになりますか。

○廣川國務大臣 この前の国会の空氣から察しまして、米と麦を離したら、もつともさしき麦は御成が願えたど私は思うのですが、麦と米を一緒にしたがためにあいらふうな混乱になつたと私は思うのであります。そこで、大体情勢は同じであります。おまけはもはや段階であると思つて、わけて出したようなわけであります。

それから、東南アジアに根本君に使つてもらつたことについての話であります。これが日本のみでなく世界各國、買ひ入れる國は相当の人をそこに使いして、親善というか感謝といふか、あるいはまたその輸入等について協力方を懇請いたしておるのであります。ところが私たちの日本は、今まで何らそういうことをしておりませんでしたので、根本君に行つて、もらつたのであります。根本君の報告を聞きました。将来われくは非常に楽しめる状態になるとと思つておるのであります。

それから市場の価格のことでありま

すが、内地の市場価格も同様であります。外國の市場価格とさへ波のある食糧事情といふものは、決して日本が樂觀するような状態でないことは、輸入価格を見ればすぐわかるのです。

○井上(裏)委員 大臣は非常に樂觀をしておられます。年間三、四箇月分の食糧が不足しているという需給推算です。絶対量が不足するので統制しておつたのは違うのですか。絶対量が足らないので、今日あらゆるもののが統制がはずれておるにかかわらず、農民の主要農産物たる米麦を統制して来たのとは違うのですか。それを承りました。

○廣川國務大臣 全面的に野放しをするといつあなたの考え方のようであります。私が全面的ではないのであります。外麦等はりつぱに管理いたしておるのではありません。ただ内地の麦についてあります。たゞおまけであります。おまけはもはや、その段階ではないと考

えているよろなわけであります。○井上(裏)委員 問題は私はこう考へます。関係からこの統制は続けられておると私は考へておる。そこで政府の方では全面統制撤廃ではない、一部麦をはずし、麦のうちでも特に輸入食糧は現すること自身は我が國の麦生産の上にどうい影響を與え、これがまた国際価格との関係でどう競合して行くかという問題が、ここへ起つて参ります。いわゆる国内の麦の供出及び配給と、国内産麦と国際的な農産物との競争になるのですが、特に小麦における

その競争が激しくなります。その場合政府としては最低価格を保障するから、国際的な競争に日本農業は耐え得る、こういうわけでございますか。そ

の点伺いたいのです。

○廣川國務大臣 その通りであります。外麦を管理いたすのでありますから、決してただちにそのまま外國の市場によつて日本の内地の生産者が荒ざれると、いうことはないと信じております。

○井上(裏)委員 そこで問題は、絶対量がかりに三箇月——一箇月大体四百万石見当といたしまして、年間五千万石余りであります。このうち国内産の生産は、供出しで參りますものが米で二千八百万石、大体平年作の供出になつておりますが、これに麦を八百万石といつしましても、三千六百万石くらいの数字になります。あと千二、三百萬石のものがここに足らぬ、こういう数字になつております。ここに需給推算で参りますと、繰越しなんかを別にしまして、絶対量はそういう数字になります。その場合政府は、絶対量が足らぬが、外國からは自由に買えるから、はずしてもいい、こういう答弁のようにはいせんから伺つております。私の考へから行きます

と、必ずしも政府が管理すると言つて、政府が予算で組んでおりますとこ外貨資金にこれが影響して参ります。そういうことから考えて来ますと、米の輸入といふものは、値段が高くなつて、政府が予算で組んでおりますところの一トン当たり百七十二ドルで買えるといつ見込みが、今日すでにもう二百ドルへ手が届く状態にある。そういうからは絶対に必要ではないか。麦をはよう市場価格をどんく買ひあつて引上げるといふことならば、買えるものも二百三十ドルで買うといふことなら、買えるかもわかりません。二百五十ドルであ

食管当局の話では、何かこの外米の輸入をきわめて樂觀するような見通しを立てるおどりでございます。私の知ります範囲におきましては、日本

の一番買付け先でありますタイであります。タイは御存じの通り、外國輸出の国内産米は全部政府管理になつておられます。このタイが日本にも最も多く輸出しておる国であります。私

がカリフォニア十五万一千トン、イタリアから五千トン、計三十九万トン、これが要するにいわゆる長細い外米でござります。それから準内地米的なもの

がカリフォニア一千トン、イタ

リアから十三万一千トン、ブラジルか

ら一万トン、ウルグアイから六千ト

ン、スペインから二万六千トン、台湾から五万四千トン、合計三十七万八千トン、これがいわゆる日本品種の米であります。合計で先ほど申しましたように七十六万八千トンを確実に買付けて到着しておるのであります。その他の米等につきましては、実は政府として計画を持つておるのであります。が、國別に申し上げますことが、井上さんのお心配になりますような国際価格を上げますので、私としては実は正式には申し上げ得ないのであります

が、タイ等におきましては、政府割当の御心配になりますよ

格を上げますので、私としては実は正

式には申し上げ得ないのであります

が、タイ等におきましては、政府割当

の米を買ひあつて、これをつり

上げることをなるべく避けまして、政

府割当の米を入れたい。ごく最近もそ

ういうものが確實に入ることは実はよ

くわかつておりますが、今日の状況に

おいて、外米の輸入は本米穀年度に関する限りそぞう御心配はいらないのであります。が、具体的に幾らの量というふとを各國別に申し上げることは、かえつて國際価格を刺激いたしますので、申し上げないことに御了承を願います。

〔委員長退席　遠藤委員長代理着  
席〕

格については、国際価格に影響するが  
ら言はぬと言うけれども、これは言う  
てもらわれぬと困ります。今まで買い  
つけたものは何ばで買いつけたか、現  
に買付済みのものもありましょか  
ら、この価格を発表しても一向国際価  
格には影響ありません。日本政府が国  
会で、これから国際市場価格のものは  
これで買うということを言えば、それ  
は影響するかもわかりませんが、すで  
に買いつけたもの、あるいは陸揚げ  
たもの等の価格をここで申しても、国  
際市場価格には影響はいたしませんか  
ら、これをひとつはつきりしてもらひ  
たい。

のは、ドルで言いますと、百八十四、五ドルでござります。スペインから参りましたものは百九十九ドル八十七セント。最近実は運賃が四、五ドルずつ下つておりますので、漸次これよりは下つて参ると思します。これは今まで買いました一番高い値段ですが、特にいい品種のもの、カリフォルニア等におきましても非常に日本米的な、非常にいいものは、二百三ドル、四ドル程度で若干貰つたものもござります。

○井上(貢)委員 台湾からは幾らで買っているのですか。

○東烟政府委員 台湾は実は非常に高い値段を出しておりますので、今のところ実は買つていないのであります。二百ドル以上は買わないつもりであります。過去に買いましたのは、たゞ一百九十九ドル。最近におきましては、台湾から買わないという見通しであります。

○井上(貢)委員 台湾は何ばなら売ると言つります。

○東烟政府委員 これは肥料との関係がございまして、肥料輸出との振合においていろいろ言つておるのであります。具体的な交渉の責任を持つておりませんので、今日幾らということは申し上げられません。

○河野(謙)委員 台湾の米の値段は、こちらから出す硫安の値段に対し二倍半といふ條件がついているそうです。が、そういうことはほんとうですか。

○東烟政府委員 私は二倍と実は聞いておりまして、これは硫安に対して半分の輸入量があまりにも少いものでありますから、食糧局といたしましては、そういうことをしては困るということを内々申し上げて、まだ決定に至つ

○河野（勝）委員 そうしますと、いざ  
れにしても、日本から出す肥料価格と  
の関連において台湾の米で値段がきま  
るということは事実ですね。もしさう  
であるとすれば、国内から台湾向けの  
肥料について、特別の米との関連にお  
ける価格を何らかの方針で政府が指示  
することによって、向うから輸入する  
米の値段が安くなる、こういうことに  
解釈していいのですか。

○東畠政府委員 先ほど台湾が五万四  
千トンと申し上げました中で、新穀に  
なりましてから実は三万トンを買つた  
のであります。これは肥料の輸出とは  
無関係に実は輸入をいたしたものであり  
ます。その後日台貿易協定の締結等に  
よりまして、まだこの間の詰合いか結  
了しないであります。もちろん肥料  
の輸出と関係してきまるものじゃない  
かといづらうに考えております。

○井上（夏）委員 今食管の長官から伺  
いましてもわかります通り、政府が本  
年国会の承認を得た食管の特別会計に  
おける外米買入れ価格は、一トン当たり  
百七十二ドル、ところがいづれもがそ  
れをはるかに上まわつておる。このこ  
と自体は、国際的に米が非常に楽に買  
える情勢ではないのです。この米が樂  
に買えない情勢というものは、必然に  
これが米に影響して来ることは当然で  
す。政府は昨年国際小麦協定において  
五十五万トンの割当を受けたのですが、  
本年百二十万トンか百三十万トンの要  
求をしているそうですが、この国際小  
麦協定における価格、同時に各国への  
割当というもの、なかへ政府の思  
うようにな割当はされませんよ。価格  
もまた昨年のような安い価格で入ると  
は考えられないのです。上つて来るの

ドルの貿易帳じりを見ましてもわかります通り、ドル資金はまことに不足しております。われく現在のドルの勘定を、朝鮮動乱の影響や、あるいはまた駐留軍の日本に落します金や、アメリカ軍艦による注文等によつて、辛うじて日本から輸出した貿易の赤字を埋めておるような現状において、ほどんど日本から輸出した全部が、ドル地域からの食糧輸入資金になつておるではありませんか。これを要する大臣はどうお考えになりますか。日本からドル資金は、もつとふえるという見通しを立てなければなりませんが、それを作らうお考えになりますか。この点一応大臣から伺いたい。

○井上(夏)委員 国内の食糧の自給度の問題は、またいざれあとで質問をいたしますが、この問題にしましても、あなたのおつしやるのと実際とは違つておられます。たとえば二十六年の春の作付面積よりも、今年の作付面積は減つております。政府は一方増産を主張されながら、そろして食糧増産計画をたてたび発表されながら逆に主要食糧の生産が減反しておる事実、これを私は見たがてはならぬと思うのであります。そういう問題はいろいろと質問をいたしますが、私は特に大臣に、これは大事な考え方の問題ですから、伺いたいのですが、この統制撤除、いわゆる供出配給の撤廃であります。国民のこれを撤廃しても国民の食生活に何とか見のがしてはならぬと思うのであります。そういふ問題はいろいろと質問をいたしましたが、私は特に大臣に、これは大事な考え方の問題ですから、伺いたいのですが、この統制撤除、いわゆる供出配給の撤廃であります。国民の食生活の不安が完全に解消したといふことがない、國民生活の不安定が解消した、こういうことがこの提案理由にはつきりうたつてあります。國民の食生活の不安が完全に解消したといふことが一体どうして言えますか。ことをもつとほつきり、國民がなるほどどうか、それなら心配ないという御説明をひとつしていただきたい。

○井上(夏)委員 国内の食糧の自給度の問題は、またいざれあとで質問をいたしますが、この問題にしましても、あなたのおつしやるのと実際とは違つておられます。たとえば二十六年の春の作付面積よりも、今年の作付面積は減つております。政府は一方増産を主張されながら、そろして食糧増産計画をたてたび発表されながら逆に主要食糧の生産が減反しておる事実、これを私は見たがてはならぬと思うのであります。そういう問題はいろいろと質問をいたしますが、私は特に大臣に、これは大事な考え方の問題ですから、伺いたいのですが、この統制撤除、いわゆる供出配給の撤廃であります。国民のこれを撤廃しても国民の食生活に何とか見のがしてはならぬと思うのであります。國民生活の不安定が解消したといふの不安がない、國民生活の不安定が解消した、こういうことがこの提案理由にはつきりうたつてあります。國民の食生活の不安が完全に解消したといふことが一体どうして言えますか。ことをもつとほつきり、國民がなるほどどうか、それなら心配ないという御説明をひとつしていただきたい。

論者ですから、そういう見方もお立ちになりますから、現実にあなたの責任の所在においてやられております食糧の需給操作の面を、「べん調べてごらんなさい。現に四国、九州へ東北の米まで持つて行かなければならぬ状態にあるではありませんか。しかも産地においては、超過供出についてもう知事みずからが率先して政府に協力しておらないじやありませんですか。そうなりますと、現実に内地米の需給操作がどんなに苦しい状態であるかということは、明確になつておるのであります。一つ誤れば内地米の運配ですよ。その状態にあるのに、食生活の不安は解消したなんということはおそらく言い得られないのです。あなたみずからが先般生産県をおまわりになつて、ひとつ超過供出をしつかりやつてくれといひて、鐘たいこをたたいてまわられただじやありませんか。食生活も安定して、不安が解消しなら、何もそんな必要はありませんよ。米の統制ははずすべきれども、米の統制ははずさないということがそこへ來ておる。そういうことからして、提案理由の国民食生活の不安定や、これに起因してインフレを促進するといった事態は次第に解消して参りましたたといふようなことは、およそ見当違ひの考え方じやないかと私は思つてゐるんです。それから問題は、麦をはずすことによつてその重みが米に来る。

○廣川國務大臣 食生活が非常に楽になつたということはたれでも認めるところだろうと思うのであります。これはほとんど常識になつてゐると思います。

そこで知事諸公が政府に協力しないじやないかということは大うそであります。まして、知事には一生懸命協力いたしてもらつてゐるのであります。どの県でも超過供出を相当量出してもらつておりますので、これは私たちが希望しているように、なるべく多く出すようになり、知事諸公にやつておつてもらえるわけであります。

それから九月まで現在の内地米の米食い率を保障するかということですが、われ々は保障いたないと想います。ただ西日本等においては作柄が非常に悪かつたので、東北、あるいは新潟の米まで送らなければならぬことも常識でありますて、向うが少いのでありますから、それで米食い率を下げないようにして操作して行きたいと思つております。

○井上(長)委員 問題は、現在消費地において米は十五日分しか配給していない。そのうち五日分が外米で、十日分が内地米です。この十五日分の米食い率を維持することは、外米で補えばいいですから、楽です。問題は内地米です。内地米ではたして現行の配給量が維持できるかどうかということは非常に危険があると私は見ている。というのは、それはあなたの手元へはどういう報告書が行つてゐるか知らぬけれども、私はさらにこまかいことをここで数字をあげて質問するのはどうかと

思いもすけれども、大体昨年度産米の補正しました供出の数字は二千五百万石じやありませんか。二千五百万石で早食いは何ぼしているのです。それから割出して来てごらんなさい。一体どういう数字になりますか。かりに現行の米食い率を維持しようとする場合、当然犠牲になるのは農家への還元配給、あるいはまた労務加配米の配給、これも現行通り維持できますか、これ伺いたい。

○東畠政府委員　内地米は年によりまして、供出量が非常に違りわけであります。井上さんのおつしやいましたように、昨年は二千八百万石、今年は二千五百万石でござりますので、これはどうしても内地米としては年によつて配給量が違うことはやむを得ないと感ります。但し本年は先ほど申し上げましたように、準内地米と申しますものを三十七万トン以上確保いたしました。これは日本品種であります。これを内地におきまよては、内地米として実は配給をいたし、維持をしておるわけであります。いわゆる外米のうちで日本品種を入れまして補填をいたしておるというのが実情であります。いわゆる純粹な内地米といふものは、豊凶その他によりまして違うものであります。それが、これをいつも同じにしろといふわけには行きませんから、本年は外米の輸入量をふやしまして、そのうちに内地米に近いものを入れておるといふのが現状でございます。

○井上(貢)委員　そこに問題があるのです。そうしたことはインチキ引き合わせる。というのは、われくの問題の中点は国内の食糧の需給の問題です。

人々に非常に迷惑をかけて來たりす。そういう絶対量の足らぬというと  
きにおいて、国内で内地米が足らぬから、外米で穴埋めをするのだ、それな  
ら何も問題はないらしい。そんなことはだれでもやれるわけです。問題は  
そこなんです。それだから問題は、私は米がはずれた場合、当然そのわが  
米に行く。麦と米とは違うといいうく  
つは、私ども養成ができないのです。  
そそこなんです。それだから問題は、私は  
米が足らぬと思えばこそ麦と一緒に  
あわせて食うことになりますし、そ  
の麦は、何も政府は自由に豊富に市場  
へ出すのだから心配はないじやないか  
と、あなたはこう言うに違ひない。  
ところがその麦たるやほとんと大部分  
は輸入です。外貨なんです。日本はこ  
の狭いところに多数の人間をかかえ  
て、加工工業によつて生きて行かなければ  
ならぬという現実を考えたとき  
に、消費物資である食糧を多量に入れ  
るような経済政策といふものが、一  
妥当な政策であるかどうかといふこと  
です。足らぬから安いものをどんどん  
入れればいい。足らぬから外國から入  
ればいいといふことは、だれでもや  
れるのです。問題は日本をどう再建を  
し、どう日本が成り立つて行くかとい  
うことを、われ〜〜が考えたときに、  
生産資材に金をつぎ込むなら問題はご  
ざいませんけれども、非生産的な消費  
物資に多額の資金をつぎ込むといふこと  
とは、われ〜〜としては養成がしがわ  
いところの原因がここにあるのです。  
だから問題は、どうしても外國の安い  
食糧を入れようという考え方から知らね  
けれども、現実に外國の食糧は上つて  
来ておるし、上れば上のほど外貨資金を  
に関連をもつて来ますし、そうなつて

来ますと、日本全体の経済の上に非常な大きな問題を生んで来ます。そういう、政府の考え方ならば……。そういふ点どうですか。農林大臣は足らなければ外国から入れたらいい、そういう考え方ですか。

○廣川国務大臣 決して安易にそういう考えていないのであります。でありますから、國家資本を農村にもつと大量に入れたい。それのみならず、外資まで入れて、自給度を確立するようにして、機会があれば、補正予算等においても、大量にこれを入れて、そして大事な外貨を消費財に向げずに、これを生産財に向けるようにして、こういうのが私たちの考え方であります。

○井上(夏)委員 安易に外国からどんどん食糧を入れない、こういうのですかが、政府では予算にたしか三百五十二万トンですか組んでおりますが、これだけどういうわけで入れなければならぬのですか、それを言うてください。

○廣川国務大臣 万やむを得ず入れるのでありますし、毎年減らしたいと思つておるのであります。

○井上(夏)委員 現実の需給推算の不足は何ぼとお考えですか。

○東畠政府委員 前にも申し上げましたように、約五百十三万トンの需要であります。その後やはり配給調整などを他の他で、現実の需要は若干下まわつております。つまり、今の見通しとしましては、米は五百万トン程度であります。そういういたしますと、外米の輸入と供出の問題であります。われくといふとしましては、供出量等と見合いまして、今外米の輸入を計画いたしておるのであります。先ほど申し上げまし

たように、われくとしましては、外米そのものは、ただいま申しました数字以外にまだ若干の残がございます。それが、その残は確保できると思います。それから小麦の問題は、これも先ほど申し上げましたように、根本的には井上さんの考え方と違わないのであります。今のことろ輸入については、米と違います。小麦その他の麦類は非常に値下りを来しております。予算といなしましては、一応百ドルということになりますが、その内訳は、ボンド地域、ドル地域は国際小麦協定によつて違いますが、平均百ドルということになつております。一番高いカナダの麦、アメリカの麦等も、最近は百ドルを割つております。すでに計画の大部の手当をしておりますが、まだ下り気味であります。八月以後新穀が出来りますれば、もつと下る見通しでありますから、貰い控えておるよう状況であります。麦と米とは若干性格が違いますので、従つて米自身については、絶対量確保のため現在の統制方式を続けて行きたい、こう思うのであります。麦については、方式をかえて参りましても生活の不安はない、こういう確信のもとに立案したのであります。予算として今予定しております百ドル平均よりは、おそらく下るだろう、こういうように思つております。

○井上(眞)委員 大臣は忙しいそうでありますから、明日また大臣に対する質問はいたしますが、今の問題ですぐれども、今の大臣の御答弁を聞いておきましても、世界は平和的に落着きつります。世間は平和的に落着きつりますが、輸入食糧の上には不安はないから、輸入食糧の上には不安はない

字以外にまだ若干の残がございます。それから小麦の問題は、これも先ほど申し上げましたように、根本的には井上さんの考え方と違わないのであります。今のことろ輸入については、米と違います。小麦その他の麦類は非常に値下りを来しております。予算といなしましては、一応百ドルということになりますが、その内訳は、ボンド地域、ドル地域は国際小麦協定によつて違いますが、平均百ドルということになつております。一番高いカナダの麦、アメリカの麦等も、最近は百ドルを割つております。すでに計画の大部の手当をしておりますが、まだ下り気味であります。八月以後新穀が出来りますれば、もつと下る見通しでありますから、貰い控えておるよう状況であります。麦と米とは若干性

格が違いますので、従つて米自身については、絶対量確保のため現在の統制方式を続けて行きたい、こう思うのであります。麦については、方式をかえて参りましても生活の不安はない、こういう確信のもとに立案したのであります。予算として今予定しております百ドル平均よりは、おそらく下るだろう、こういうように思つております。

○井上(眞)委員 大臣は忙しいそうでありますから、明日また大臣に対する質問はいたしますが、今の問題ですぐれども、今の大臣の御答弁を聞いておきましても、世界は平和的に落着きつります。世間は平和的に落着きつりますが、輸入食糧の上には不安はないから、輸入食糧の上には不安はない

い、こういう前提にお立ちでございますが、そう解釈しますと、政府は一体

手持ち食糧は現実にどのくらいお持ちの予定をしておりますか。要するに配

給量がこれだけ、国内供給量がこれだけ、不足はこれだけという数字が、そこに出でておりますか。その不足のカバーをして、たとえば二箇月分を持つのが妥当とするか、三箇月分くらい持つておらなければならぬとするか、そこでを一体目途にしてその輸入計画を立てられておりますが、それを伺いたい。

○東畠政府委員 麦についての資料はお出しいたしましたが、統制中は政府が全部ストックいたしておりますので、從来百万吨ないし百二十万吨、ストックがありました。が、本年六月一日にかりに統制を撤廃するとい

します。政府の手持ちは百十万吨あります。これは大体今までの統制中と同じくらいの量であります。内

地麦が自由になると、もちろん政府以

つておりました。その程度は、今後も

計画的に入れられます。内地麦の生産が

わけであります。内地麦の生産がだん増加いたしますれば、そ

くさんの量も不必要かと思ひます。統

制緩和の方向へ切りかえる際におきま

しては、安全を期しまして、その程度

を持つているのが合理的であるし、そ

の通り実行いたしつあるわけであります。

○松浦委員長 本案に対する残余の質疑は次会にこれを続行することにいたしました。本日はこれをもつて散会いたします。次会は明午前十時より開会いたします。

午後四時五十分散会

〔参考〕

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(松浦東介君外二十三名提出)  
に関する報告書  
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案  
(宇野秀次郎君外三十八名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月一日印刷

昭和二十七年五月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷厅